

善の制度として、通貨膨脹の危険に對して、彼等の消費利益を最もよく擁護しうるやうな制度を可とするであらう。

けれども、私はこの方法によつて叙述を進めず、日本銀行制度自體を中心として、それに對する色々の意見を羅列することゝした、又現状に於て實現可能性の稍々多いもののみに限つた。

第二節 兌換銀行券發行方法に對する改革意見

正貨準備

日本銀行券は、吾々が日常使用する通貨の主要部分を構成すると共に、各銀行準備金の基本をなしてゐる。故に、その發行方法の如何は、物價、景氣の變動に對して至大の關係を有する。現行發券制度は、戰前獨逸帝國銀行のそれを模倣したものであつて、それによれば

(一)日本銀行は同額の金(その内四分の一までは、銀貨及び銀地金たることをう)を準備として、幾何でも銀行券を發行することが出来る。

(二)右の外、政府發行の公債證書、大藏省證券、その他確實なる證券、又は商業手形を保證として、一億二千萬圓を限り銀行券を發行しうる。

(三)市場の景況により、流通貨幣の増加を必要と認める時には、大藏大臣の許可を経て、前記一億二千萬圓の外、更に政府發行の公債證書、大藏省證券、その他確實なる證券、又は商業手形を保證として、兌換銀行券を増發しうる、ことゝなつてゐる。

而して世人は(一)を正貨準備發行、(二)を保證發行、(三)を制限外發行と呼んでゐる。

右に述べた兌換銀行券發行方法に對する改革意見としては、唯單に、兌換義務を課すれば足り、兌換準備率、その内容等に關する規定は、これを設ける必要なしとの主張、現行制度をそのままにして、唯保證發行額のみを擴張せよとの主張の如きも存するであらうが、今日吾國に於て、最も有力に主張されてゐるのは、現行の所謂伸縮的制限法を廢し、比例準備法を之に代へんとする意見である。然しながら、同じく比例準備法を支持する人々の間に於

ても、發券高に對する金準備の比率を、五分一にすべきか、二分一に定むべきか、或は三分一に決すべきかに就ては、決して一致が存してゐるわけではない。けれども、山崎博士が夙くから主張し、又金融制度研究會がその「中央銀行制度私案綱要」中に採用してゐる三分の一準備法を、一應代表的と見て差支ないだらう。而して、三分一準備法の論據とする所は、伸縮的制限法の骨子をなす保證發行額を、適當に定め且つ經濟社會の需要に應じて、迅速に變化させることが可能であれば、この制度は誠に結構であるが、それは不可能である爲に、制限外發行が頻繁に出現して、最初立法者によつて考へられた非常信號たるの性質を失ひ、従つて、最早、正貨準備、保證發行、制限外發行の三段に區分する効果が存しないと云ふことである。然るに、新たに提唱された三分の一準備率も亦機械的たる點に於ては、保證發行額の規定と同様である。この非難に對して、三分の一準備法の主張者は、單に理論上に於ては、固より、その通りであるが、この三分の一準備率は、廣く諸國に行はれた所であり、しかも行はれた諸國の實際に徴すること、伸縮的制限法に於て、制限外

發行が頻發するに反し、よく守られてきたことをあげる。試みに、これらの點に關する金融制度研究會の意見を引用すると、

「本案に於て三分の一の準備法を採用せるは、之を以て、現行制度より勝ると考へたからであります。保證準備發行額に一定の制限(現在は一億二千萬圓)を設け、それ以上の發券には、同額の正貨を準備せしめ、危急の際には、大藏大臣の認可を経て限外券を發行しうる現行の所謂伸縮的制限法も、當初は良制として稱賛せられたものであります。併し、第一に、保證發行制限額の決定が大體勝手なものであり、第二に、その制限が固定的にして、時勢の推移に應じて自動的に順應する力を缺き、第三に、この方法を採用せる獨逸にも我國にも、限外券の發行が極めて頻繁に行はれ、その結果として、その財界に對する非常信號たる性質無意義に歸し、その實際成績良好でありませぬ。比例準備法と雖も、勿論完全無缺でありませぬが、尙ほ、該準備法の下に於ては、總發券高に對する正貨割合は、毎日毎週中央銀行の報告に掲げられ、常に判然明白にして、若しその割合が非常信號線たる三分の一近くに降る場合には、國民之を見て各自相戒め、自然未雨綢繆の用意に出でしめるであります。かくて正貨準備の割合の昇降は、よく財界の晴雨計たる任務を果すわけになります。

標準を三分の一にした理由は、内外に廣く行はれてゐる習慣に從つたのであ

ります。即ち「英蘭銀行は預金及び銀行券發行額の三分の一に相當する正貨を準備することを以つて多年業務上の原則」となし、又歐洲諸邦の發券銀行は三分の一準備法をとれるもの多く、伸縮的制限法を採れる吾國も亦、實際に於ては正貨準備率を三分の一以下に降らしめないことを一標準として居ります。思ふに之を兌換維持の點から見れば、佛蘭西の如く、又我國の最初の制の如く、準備率を定めず、單に中央銀行に對して兌換義務を課せるのみにても、敢て差支なしと思はるゝが併し吾が兌換制度の確實なることを厚く内外に信ぜしめることは、極めて必要にして、その爲には、内外の齊しく承認する準備率を採用するに如くはなしと考へたのであります。

となつてゐる。三分の一準備法主張の根據をよく言ひ表はしてゐると云はねばならぬ。

(1) 中央銀行制度私案綱要六頁—七頁。

伸縮的制限法に於ては、若し制限外發行が非常に多くなれば、金準備の發券總額に對する割合は、三分の一以下にも下りうる。故に、三分の一比例準備法の採用は、現行の伸縮的制限法に比し、金準備率の最少限度を明かにし従つて、一定の金準備に基いて發行しうる銀行券の最高額を限定する效果

を伴ふ。然しながら、從來のまゝでも日本銀行當局は、正貨準備率を三分の一以下に下らしめないことを、一標準としてきたのであるから、若し將來もその心掛を繼續するものと推定すれば、三分の一準備法の採用は、單に文句の變更に止まり、實質的には殆んど何等の影響を生じない、と結論せねばならぬ。

さて三分の一準備法を採用しても、尙次の諸點が問題となるだらう。

一) 意外の事件のために多額の通貨が必要となる場合、即ち、緊急通貨の供給が必要となる時には、中央銀行監督者の許可を條件として、正貨準備の三倍以上に銀行券の發行を許すことは、疑もなく必要であると思ふ。而して、その際には必要以上に多額の銀行券が必要以上長き期間に亙つて増發されることを防ぐために、色々の規定を設けねばならぬ。

半季末等には、諸債務の決済、配當利子の支拂などのために、一時巨額の現金が必要となる。けれども、この現金は物品市場に影響せずして、やがて回收される。この季節末金融のために、一時準備金の三倍以上に兌換券を發

行する必要が生ずる場合には、季節末通貨は決して緊急通貨とは云ひえな
いけれども、これと同じ方法で増發を許してよいだらう。

(二) 三分の一の正貨準備は、銀行券發行額に對する三分の一とすべきか、
或は銀行券の發行額と日本銀行が要求次第支拂ふべき債務、即ち當座預金
との合計に對する三分の一とすべきか。準備率を決定する一つの理由は、
兌換確保、中央銀行支拂能力の確保と云ふことにある。而して、兌換券は勿
論のこと、預金も結局は中央銀行が即時に金で支拂はねばならぬこととな
り得べき債務であり、この點、兌換券との間に少しの差異も存しないから、寧
ろこれら兩者の合計に對する最低準備率を規定すべきだと考ふ。又、最低
準備率規定の他の一つの理由は、通貨の異常なる膨脹を抑止する點に存す
る。然るに、兌換券のみに對して、最低準備率を規定しただけでは、貸付割引
の振替による預金の増加に一定の制限を加へることが不可能であり、従つ
て、理論上、異常なる通貨の膨脹を抑止しえないと云はねばならぬ。故に、私
はこの點からも、兌換券、預金の合計に對する最低準備率の規定を主張する。

されば、若し吾國に行はれてゐる三分の一準備法の主張が、單に銀行券のみ
を目安として、主張されてゐるならば、今少し準備率を多くして——例へば
五分の二と云ふ如き——預金と銀行券の合計に對する準備率を規定せよ
と云ふことになる。

(三) 三分の一準備法の採用によつて、發行しうる銀行券の最高額は、準備
たる正貨の三倍に限られる。故に例へば、三億圓の金準備では九億圓以上
の銀行券を發行しえない。然るに、今一億圓の金が海外から流入すれば、金
準備一億圓の増加により、銀行券三億圓を増發しうることとなり、その影響
は著しく加増される可能性をもつ。假令三倍までに加増されなくても、金
の提供者には銀行券を交付せしめる現行制度(金の自由鑄造を許しながら
金貨の流通を避けようとする吾國制度)の下に於ては、少くとも金準備増加
と同額だけの銀行券増發は、他に防止方法(例へば放任しておけば、吾國に流
入すべき金をそのまま海外に投資させる如き)を講じない限り、止むをえな
いこととなる。大正三年以後、吾國に於ける銀行券の膨脹は、この好例であ

る。又瑞典、諾威、丁抹が大戦中金の自由鑄造、買入を禁止するに至つたのは、吾國と同じ方法による銀行券膨脹に苦んだ結果である。

こゝに於て、三分の一準備法の採用と同時に、その範圍内に於て最高發券額を規定すべしとの議が生れる。然らば如何にして最高額を定むべきか。

(2) 吾國に於て、この意見を最も早く發表したのは山崎博士であると思ふ。

(イ) 先づ昨年中の最高發券額或は過去數年間の最高發行額の平均を、本年の最高發行額にすべしとの説がある。

(ロ) 然しながら、他の事情に變りなければ(主として貨幣使用上に於ける從來の習慣を指す)社會が必要とする銀行券數量も、經濟の進歩と共に増加する筈である。而して、今日の經濟社會は大體に於て進歩を續けてゐる。故に、毎年發行しうる銀行券の最高額も、昨年のをそのまゝ踏襲せず、經濟進歩に比例するだけの額を追加して、或は計算に入れて、例へば一パーセント或は二パーセント宛増して、決定するのが適當ではなからうか。

(ハ) 或は又、物價の可及的安定と云ふことを、銀行券數量増減の指導原則

として樹立するならば、三分の一準備率のみを採用して、最高發行額を規定せず、その代り適當なる物價指數を作成公表し、日本銀行當局に物價指數を一定に或は一定限度内に——例へば上下に何パーセントか動くことを許して——保つやう銀行券數量を増減する義務を課するのも一方法ではなからうか。

(四) 保有すべき正貨準備の内容は、如何に構成すべきか。例へば、金貨並に金塊のみに限るべきか、或は一定割合の補助貨幣を加ふべきか。(イ)山崎博士は、適當なる一定割合の補助貨幣を正貨準備中に加へ、これによつて、流通界が必要とする場合には、遲滞なく補助貨幣を供給すると共に、過剰となつた際には、これをこゝに吸集することを可能ならしめ、又これによつて五枚以下の一圓銀行券の兌換に應ずる途を開き、一圓銀行券の性質を明確にしようとする。私もかく補助貨幣の放出、吸収によつて、その需要を調節するために、正貨準備中に一定の補助貨を加へることは、まことに適當であると思ふ。

(ロ) 今日、日本銀行の金準備は金貨と金地とからなり、銀行券の提供者には、金貨を以つて兌換に應ずることとなつてゐる。然しながら、吾國では早くから日常取引に少しの金貨も流通せず、従つて銀行券を兌換する目的は、工藝用の金の獲得のためか、海外への輸送のためであり、決して流通手段としての金貨を獲得したいからではない。而して、流通要具としてこそ始めて金貨は必要であるが、海外への輸送工藝用のためならば、金地で澤山である。否、わざわざ多くの費用をかけて作つた金貨は、この目的には反つて不適當である。故に、私は現行の金貨兌換の規定を金地兌換に改めたがよいと思ふ。それと同時に、自由鑄造の制を全廢して造幣局に於ては全然金貨を製造することを止め、その代り日本銀行に一定割合で金を賣買する義務を課すべきである。而して、かくすれば、金貨の存在しない金本位、即ち金地本位制度を實現することとなり、金貨鑄造に要する諸費用を節約しうる利益がある。

(ハ) 曩に述べた如く、吾國に於て正貨兌換の起るのは、主として工藝用の金獲得及び海外輸送のためである。然らば、正貨準備の一部を確實なる預金等の形で、海外特に國際貸借決済の中心地におくことは、何等弊害を伴はずして、却つて便利が多いと云はねばならぬ。この所謂在外正貨存置に對する非難は、その額が必要以上に、即ち國際貸借の決済上必要とする額以上に上る時、始めて正當である。

(五) 今日三分の一準備法は、往々それ自體のためにはなく、他の主張を實現するための適當なる手段として、主張されてゐる。即ち、大正十五年五月七日の日銀帳尻を見ると、同行は十一億六百四萬七千圓の兌換券發行高に對して、十億五千八百十三萬圓の正貨準備を擁してゐる。火災その他による兌換券の滅失高を計算に入れると、正貨準備率はおそらく百パーセント以上に出でることであらう。こゝに於て次のやうな諸の主張が生ずる。

(イ) 三分の一準備法を採用すれば、現今の十一億圓餘の兌換券に對し、五六億圓の正貨準備で澤山である。それ以上は、正貨を死藏してゐるのであるから、これを活用せねばならぬ。而して、活用方法として最も適當なるは、

その餘分の正貨を以つて、外債を償還するに在る。かくすれば、他に何等の損失を及ぼさずして、それだけ外債に對する年々の利拂を節約しうる。これが一つの主張である。正貨準備は固より必要ではあるが、それからは直接何等の収益があがらない。故に、他の方面に於ては極めて貧弱な吾國が、この収益をあげえない金のみを、澤山保有してゐることは、決して賢明なやり方とは云ひえない。されば、必要以上の金を活用せよと云ふ、この主張の精神には、何人も反對しえないと思ふ。

(ロ) 吾國が現在保有してゐる正貨を基礎として、三分の一準備法を採用すれば、今日の十二億足らずの發行高の外に、更に四五億を増發しても、兌換の基礎は極めて安全である。しかも、四五億圓の増發は、銀行の資金を増大させ、従つて金利の低下を促す。而して、金利の低落が、吾が沈滞した産業を振興せしめるは云ふを俟たぬ。と云ふ意見が、主として實業家の側から發表されてゐる。

要するに、この主張は、四五億圓の銀行券の増發によつて、金利を低下させ

よ、その爲には現行の保證發行額を一億二千萬圓に限る制度は不便であり、偶々三分の一準備法が極めて便利であるから、これを採用せよと云ふことに歸する。さて、この意見をそのまま實行して、果して、豫期の結果たる金利の低落を望みうるであらうか。この説の主張者は、金利低落のこのみをも云々して、物價に論及することを避けてゐるけれども、四五億圓増發の結果は、直ちに物價騰貴を誘發するであらう。又、銀行が増加した資金を貸出さうと欲する限り、金利も一時は若干低下するであらう。然しながら、物價騰貴に應じて、従來の事業の貸付要求額が増大するのみならず、金利低下に刺戟された新企業の貸出要求も加はり、やがて銀行も資金の缺乏を告げ、金利は再び以前の程度に或はそれ以上に騰貴するだらう。従つて、その曉には又同じやうな主張——銀行券増發——が繰り返へされて、遂に止む時がないと云はねばならぬ。之を要するに、四五億圓の通貨膨脹は、一時物價を騰貴せしめ、金利を低落せしめ、實業家に大利益を與へるけれども、その繼續期間は短く、決して永きを望みえないのである。

(ハ) 吾國は金の輸出を禁止してゐるため、その爲替相場は極めて變動的である。その變動を防止するためには、金解禁を斷行するに如くはない、而して三分の一準備法を採用すれば、五六億の正貨が流出しても、少しも準備規定に違反するやうな事態を生ぜずして、今日位の兌換券を維持出来る、と云ふ主張も考へうる。要するにこの主張は、金解禁論と三分の一準備法との結合である。

保證準備の内容

三分の一準備法に於ては、保證準備によつて發行しうる銀行券の額は、正貨準備による發行額の二倍に上りうる可能性を有する。故に、保證準備の内容、即ち保證物件の問題は、正貨準備率、其内容にも増して重大なる意義を有する。例へば、保證物件として多く政府關係の證券——その典型的なのは公債である——が指定されるならば、保證發行額は、往々政府財政の都合に應じて伸縮し、毫も民間經濟界の必要に順應しないこととなる。又、不動産抵當銀行、興業金融銀行等、比較的長期信用の授受を業務とする銀行の債

券を保證物件とすれば、商業手形の如き短期證券を保證物件とする場合に比して、銀行券の伸縮性は著しく失はれるであらう。

吾國現行の發券規定によると、正貨準備發行以外の保證發行及び制限外發行は共に、政府發行の公債證書及び確實なる證券を、その保證物件として、行ひうることとなつてゐる。従つて政府公債政策のために、又勸業銀行、興業銀行等の資金補充のために、保證發行が行はれる possible の途が、開けてゐるわけである。詳言すれば、政府は他の規定——例へば總裁副總裁等の任命權、その他色々の監督權——によつて、日本銀行に對して有する威力と、この規定とを併せ用ゐて、日本銀行に公債を引受けさせ、その對價を同公債を準備として發行された銀行券で受取ることが出来る。かくの如く、直接に公債を保證物件とする銀行券増發を促さなくても、この規定あるによつて、民間諸銀行、諸會社に巨額の公債を保有させることが可能となり、公債募集が著しく容易となる。何となれば、一朝通貨が必要となつた場合には、所有してゐる公債を擔保として融通を申し出でると、日本銀行は同公債を準備と

する保證發行を行つて、幾何でも低利子を以つて、その希望に應ずるから、自然諸銀行は、現金に次ぐ第二の預金準備線として、公債を保有するに至るからである。又かゝる次第であるから、當然諸銀行は貸付に當つても、公債擔保の貸付を好むに至り、その結果銀行に融通を求めることあるべき諸會社も、その際の擔保物として、公債を保有するに至るからである。

この現行制度に對しては、保證準備の中樞はこれを商業手形におき、公債その他の證券は、絶対に排除せよとの聲が高い。さうして、その論據には色々ある。政府が公債を濫發して、民間經濟を壓迫するのも、——而して民間經濟の壓迫とは、既にのべたやうな理由で、諸銀行が公債を引受保有し、それだけ他の方面へ貸付けうる資金が減少することを指して、云ふのであらう——公債を保證物件と認めてゐることに基くから、民間經濟の政府財政からの解放のためには、是非この制度を改めねばならぬ、と云ふ議論もその一つであつて、主として實業家の主張する所である。而して、この議論を強調する時、彼等の目指してゐるのは、政府に代つて、これまで銀行が公債に投じ

てゐた資金を、自分等が利用しよう、と云ふことである。

公債或はその他の證券を準備として發行される銀行券は、商品の増加移轉と何等關係がないから、通貨膨脹、物價騰貴を惹起する恐れが多い。然るに、真正の取引に基く商品手形を保證物件とすれば、銀行券は商品の増減に應じて伸縮し、従つて通貨膨脹の恐れがない。假令通貨膨脹が起つても、その期間は短く、その程度は微々たるものである。故に、吾國の現行制度を改めて、商業手形を保證物件の中心にせねばならぬ、との主張が生ずる。これは、通貨膨脹貨幣價值の低落を極力阻止して、その安定を欲する人々が主張する所である。

銀行券は日本銀行が負つてゐる即時拂の債務であるから、その保證準備物件たるものは、短期で且つ確實に回収されるものでなければならぬ。真正なる商業手形は短期であり、且回収が最も確實であり、従つて最も保證物件たるに適當してゐる、との議論もある。

之を要するに、保證物件中から國債その他の長期證券を除外して、大體商

業手形に限定すべしとの主張は、後に述べる日本銀行の政府からの獨立問題、日本銀行の營業問題と、密接不離の關係をもつてゐる。即ち、日本銀行をして、政府財政政策から獨立させるためには、如何に他の重役任命の規定等を改良しても、この保證物件の改革を逸しては、有名無實であり、反對に、この保證物件を改めて、完全に政府からの獨立を計らうとするならば、當然同時に他の政府干渉規定を撤廢せねばならぬ。

又保證物件を商業手形に限るならば、當然日本銀行の營業を純然たる短期商業金融に限らねばならぬだらう。同時に不動産金融、興業金融の中心としようとするならば、保證物件を短期商業手形に限つては、色々の不便を生ずるが故に。

この保證物件の變更は、日本銀行制度改革論中の最重要問題の一つである。それに對して、最も深い利害關係を持つのは、政府と諸銀行とである。而して、多く公債募集に頼らなければならぬ吾財政状態では、政府は容易にこの變更に同意しないだらうし、又諸銀行も保有してゐる公債の減價、その

用途の減少等を恐れて、決して歡迎しないだらう。さうして、一樣に吾國には、未だ公債に代つて保證物件たるべき優良なる商業手形の少いことを指摘するであらう(實はかゝる保證發行制度あるために、吾國の商業手形は大いに發達を阻害されたのであるが)。故に、今直ちに保證物件の中樞を商業手形におくべしとの主張は、目下の状態では實現の可能性が極めて乏しいと云はねばならぬ。結局、一應保證物件の幾割は必ず商業手形たることとし、徐々にその割合を増加させるより他に手段は存しないであらう。

第三節 日本銀行の政府からの獨立問題

各國の中央銀行は、一面に於て、銀行の銀行たると共に、他面に於ては、程度の相違はあれ、政府の銀行となつてゐる。政府の銀行と云つても、單に政府が中央銀行の有力なる——然しながら他の顧客と同じ立場に立つてゐる——一顧客たることを意味するならば、中央銀行の政府からの獨立問題は、發生しない筈である。然るに、諸國に於て、中央銀行の獨立問題が論議され

るのは、政府が決して中央銀行の單なる一顧客に止まらず、進んで財政の便宜のために、これを利用し濫用してゐるからである。吾日本銀行に就ても、政府から濫用された實例に乏しくなく、且現行諸規定の存する限り、將來もその惧が非常に多い。試に、日本銀行條例中から、それらの規定を抜き出すと、大體次のやうなものがある。

第十六條 日本銀行ハ公債證券ヲ買入又ハ之ヲ賣拂フコトヲ得ベシ但此場合ニ於テハ大藏卿ノ許可ヲ受クベキモノトス

第十八條 總裁副總裁ハ任期五ヶ年トシ總裁ハ勅任副總裁ハ奏任トス

第十九條 理事ハ株主總會ニ於テ選舉シ大藏卿之ヲ命ズ

第二十四條 政府ハ日本銀行諸般ノ業務ヲ監督シ其營業上條約定款ニ背戻スル事ハ勿論政府ニ於テ不利ト認ル事件ハ之ヲ制止スベシ

第十一條ノ第六 公債證券政府發行ノ手形其他政府ノ保證ニ係ル各種ノ證券ヲ抵當トシテ當座勸定貸又ハ定期貸ヲ爲スコト、但金額及利子ノ割合ハ總裁副總裁監事ニ於テ時々決議シ大藏卿ノ許可ヲ受クベシ

右の諸規定を利用して、政府は如何なることをなしうるか。第十六條は、公債の買入賣却は、共に大藏大臣の許可を受くべきことを命じてゐる。こ

れによつて、政府は日本銀行から公債の賣却買入の許可を願ひ出でて、若しそれが、政府が將に行はんとしてゐる公債募集等に、不利と考へた時には、これを制止しうるのである。日本銀行の側から見れば、市場から資金を吸収して金融を引き締めるために、公債賣却を行ふとしても、政府のために阻まれることがありうるのである。

第十一條の第六は金利の變更には、大藏大臣の許可をうくべし、としてゐる。政府はこれを利用して、公債募集の便を圖ることが出来る。即ち日銀が金利の引上を希望しても、將に公債を募集しようとしてゐる時には、一時それを阻止して、募集條件を有利にしうる。逆に、日本銀行としては、自己が金融界の實狀から判断して、金利の引上げ或は引下げを適當と考へても、政府の財政政策、經濟政策のために、それを實行しえないことを生ずる。否、單に自己の欲する金利引上引下げを行ひえないのみならず、自己の欲しない金利政策を實行させられる危険さへある。

投機熱を未然に抑壓して恐慌の慘禍を少化することは、中央銀行の一大

使命であり、そのためには機を失せず、金利を引上げ、又金利引上を有效ならしめるために、所有の公債有價證券等を賣却して、市場の資金を吸収せねばならぬと云はれてゐる。叙上の如き規定が存してゐて、果して日本銀行はこの使命を完全に果しうるかどうか、非常な疑問である。

第十八條及第十九條は、日本銀行の幹部の任免は、政府の司る所であり、従つて、自己に都合のよい人を總裁とし、副總裁となしうることを、明記してゐると同じである。第二十四條は、日銀の行爲中政府に於て不利と認るものは、これを制止すべしと云つてゐる。若しこの規定を濫用すれば、政府は日銀に對して、如何なることでもなしうる。

以上の諸規定によつて、政府が日銀の人事業務に對して、絶大の威力を有することが判明した。然るに、曩に述べた如く吾國の兌換銀行券條例は、政府發行の公債を保證物件として、銀行券を發行しうることを規定してゐる。こゝに於て、日本銀行をして公債を引受けさせ、その代價を同公債を保證として發行した銀行券で受取り、かくして公債政策のために通貨を膨脹させ

ることは、易々として實行しうるのである。

日本銀行の政府からの獨立主張論は、凡て以上の諸點を改めて、政府の財政經濟政策の爲に、多くの他に用ひらるべき資金が濫用され、或は政府財政經濟政策の犠牲となつて、物價が騰貴し經濟界が變動することを、なからしめようとする。

その内、日本銀行獨立問題の中心點であるかの如く、一般から最も喧すしく論せられてゐるのは、重役官選廢止論である。然し、それが同問題の一部分にすぎぬことは、説明を必要としないだらう。さて、重役の官選を廢止するにしても、直ちに問題となるのは、新たに如何なる選出方法を採用すべきかと云ふことである。それに對して、株主の選舉に一任せよと云ふ説が、最も手近かな解答として、考へられる。けれども、日本銀行株式の殆んど過半数は、宮内省獨りでこれを保有してゐるから、その曉には、日本銀行重役は殆んど全く宮内省の意向によつて、決定されることとなる。而して、宮内省がかゝる問題に關係することは、おそらく何人も承認しない所であらう。假

りに、宮内省が何等株式を所有してゐないにしても、日本銀行重役を株主の選挙に一任することが、吾國の現状に於て、果して官選よりもよりよい、と断定しうるであらうか。即ち、一部財閥や野心家が、政府に代つて日本銀行を利用し悪用しないと保證しうるであらうか。多大の疑問であると云はねばならぬ。之を要するに、官選廢止論の主旨は結構であるが、吾國には直ちにこれに代るべき選挙母體が現存してゐない。故に、それを實行するためには、先づ、政府、株主、銀行家、實業家、消費利益代表者等からなる適當なる重役選挙母體を構成せねばならぬ。

日本銀行の政府からの獨立主張論は、單なる一顧客としての政府との取引は、これを否定しない如く、決して濫用に互らない純然たる政府の監督は、これを排除しない。即ち日本銀行の獨立主張は、日本銀行監督の思想と、相容れないものではない。故に、日本銀行の行爲計算等を監督し、緊急通貨發行に許可を與へる等のことを司る機關は、政府であつてもよい筈であるが、監督は動もすれば濫用となり易いから、政府から獨立した一機關に、これら

の任務を一任するのが、より日本銀行獨立の主旨に適ふであらう。

第四節 日本銀行の組織

中央銀行の組織としては、瑞典の如き純粹なる國有制度、アメリカ、南亞に行はれてゐる加盟銀行制度、英蘭銀行、吾が日本銀行の如き單純なる株式組織等を考へうる。(但し日本銀行株式の殆んど半分は、宮内省の所有する所であるから、同じ株式組織でも日本銀行のそれは、他の民間諸會社のそれと比して、若干變つてゐると云はねばならぬ)。その内、中央銀行國有論に對しては、それは發券業務を政府事務の一部となし、従つて、容易に政府財政便宜のために、銀行券の濫發を惹起する惧があるから、採用しがたいとの意見が強い。故に、日本銀行現在の組織に對して、目下主張されてゐる改革論は、アメリカ流の加盟銀行組織である。さうしてその論據は、多數小銀行分立の弊を救ひ、分散せる預金準備を中央銀行に統一し、中央銀行に一般銀行の検査監督の權能を行はしめるには、この加盟銀行組織に勝る方法なし、と云ふ

にある。換言すれば、吾國には數多くの大小銀行が存在し、しかもそれらの内には、動もすれば、不健全なる經營に流れて破綻を生じ、その結果多數の他の銀行にも影響するから、銀行の検査監督を嚴重に行はねばならぬ。又今日では銀行が預金通貨を製造しうるから、通貨膨脹を防ぎ、貨幣價值の安定を保つためには、一定率の預金準備を中央銀行に預金せしめて、銀行の信用授與、通貨製造に制限を加へねばならぬ。而してこれらのことを實行するためには、中央銀行を加盟銀行組織にするのが、最もよいと云ふのである。

(1) 金融制度研究会發表、中央銀行制度私案綱要三頁。

日本銀行を、短期商業金融機關の從つて普通銀行の中樞として、確立しようとするならば、理論上、加盟銀行組織をとつて名實共に銀行の銀行とするに如くはない。さうして、アメリカが加盟銀行組織を採用した當時の如く、現今日本に中央銀行が存在せず(例へば支那に於けるが如く)、これから如何なる組織の中央銀行を作るべきかと問題となつてゐる場合ならば、この案は案外容易に實現されるであらう。然しながら、吾國には既に相當古い歴

史を有する日本銀行が存在してゐるのである。故に現状に於ては、この加盟銀行組織の主張は、實現の可能性が極めて乏しいと斷定せねばならぬ。

のみならず、銀行の監督、通貨信用の管理は、現存組織を以つてしても、加盟銀行組織の場合と、殆んど同じ程度に効果をあげうると思ふ。先づ銀行の安全確保と通貨信用管理のためにする預金準備の統一に就ては、法律を以つて、預金に對する一定割合の準備金を日銀に預託すべし、と規定すればよい。現今日本銀行に於ける諸銀行の預金は極めて僅少で、預金準備と云ふよりは、毎日の手形交換尻決済に要する額に限られてゐる。さうして、この日銀預金の少いことは、諸銀行にとつて、相當巨額の資金を預金準備金として、無利子で日本銀行に寝かしておくことが、如何に苦痛であるかを考へると直ちに了解できる。故に、現今のまゝで何等強制を加へずとも、日銀預金に對して、普通の預金利子を支拂ふならば、相當巨額の預金準備金が日銀へ預け入れらるだらうと思ふ。況んや、法律を以つて一定率預金準備の預入を命ずれば、加盟銀行組織の場合と同じ程度に、預金準備の統一ができる。

然らば、諸銀行の検査監督に就ては如何。これも法律を以つて、日本銀行にその権利と義務を與ふれば、加盟銀行制度の場合と同じ効果をあげうると思ふ。若し、日本銀行は検査監督に對して、加盟銀行組織の場合ほど、利害關係を従つて熱心さを持たないだらうとの惧があるならば更にこれに對する對策を講ずればよい。のみならず、銀行の監督と云ふ點に就ては、中央銀行の監督のみに依頼せず、同時に諸銀行の偽なき内容を公表させ、それによつて公衆をして自ら監督させる方法にも、是非重きを置かねばならぬ。例へば全國の各銀行をして、一週間に一度或は一ヶ月に一度、同一の日に於て、その期間内の平均計算——特に貸付の最高額と最低額、その一口の平均額等も附加して——を發表させる如きがそれである。

要するに、加盟銀行組織を採用すれば、日本銀行は名實共に普通銀行の中樞となり、最も熱心に普通銀行の利益を代表し擁護することであらう。故に吾々は加盟銀行組織の採用によつて、日本銀行が非營利的な機關に一變するだらうなどと空想してはならない。

第五節 日本銀行の營業

日本銀行の營業に關聯しては、二つの問題が存在してゐる。一つは、從來のまゝに日本銀行の顧客を銀行のみに限定すべきか、或は普通銀行と同じく、新たに個人の顧客との取引をも許すべきかの問題である。今日の如く、銀行に限つて取引を行ふことを繼續すれば、普通銀行の資力が増大して、日本銀行の援助を仰ぐ必要が少くなるにつれて、日本銀行は自己の擁する資金(資本金、積立金、諸預金及び保證準備によつて發行しうる額からなる)の利用法に、困難するに至るであらう。さうして、結局恐慌時に於ける緊急通貨の供給者たるに過ぎなくなるであらう。この日銀資金の用途は、英蘭銀行などが永く行つてゐる如く、新たに個人との取引を開始することによつて、最も容易に發見される。然しながら、その曉には未だ基礎の薄弱な普通銀行の受ける打撃は極めて強く、又如何に嚴重な制限規定を設けても、尙日本銀行の營業上の危険は今日以上に増大するだらう。更に普通銀行の檢

査監督者としては、いよ／＼不適任となる。

以上は顧客の範圍に關係してゐる事柄であるが、今一つは取引主として授信的業務に關する事項である。現行の日本銀行條例によると、日本銀行のなしうる業務となしてはならぬ營業とが明定されてゐる。

即ち同條例の第十一條には

日本銀行ノ營業ハ左ノ如シ

第一 政府ノ手形爲替手形其他商業手形等ノ割引ヲ爲シ又ハ買入ヲ爲ス事

第二 地金銀ノ賣買ヲ爲スコト

第三 金銀貨或ハ地金銀ヲ抵當トシテ貸金ヲナスコト

第四 豫テ取引約定アル諸會社銀行又ハ商人ノ爲メニ手形ノ取立ヲ爲スコト

第五 諸預リ勘定ヲ爲シ又ハ金銀貨貴金屬並諸證券類ノ保護預リヲ爲スコト

第六 公債證券政府發行ノ手形其他政府ノ保證ニ係ル各種ノ證券ヲ抵當トシ

テ當座勘定貸又ハ定期貸ヲ爲スコト

但其金額及利子ノ割合ハ總裁副總裁理事監事ニ於テ時々決議シ大藏卿ノ許可ヲ受クベシ

とあつて、貸付は政府關係の證券を抵當とする場合にのみ限定され、手形割

引は政府發行の手形爲替手形及び商業手形とされてゐる。

更に同條例第十二條には

日本銀行ハ第十一條ニ記載スル事業ノ外左ニ掲グル件々ハ勿論其他諸般ノ營業ニ關涉スルコトヲ得ズ

第一 不動産及び銀行又ハ諸會社ノ株券ヲ抵當トシテ貸金ヲ爲スコト

第二 本銀行ノ株券ニ對シテ貸金ヲナシ又ハ此株券ノ買戻ヲ爲スコト

第三 諸工業會社ノ株主タルハ勿論直接間接ヲ問ハズ工業ニ關係スルコト

第四 本支店出張所ヲ開設スル爲メ必要ナル者ノ外一切他ノ不動産ノ所有主タルコト

と日本銀行の關與してはならぬ業務の種類が列擧されてゐる。これによると、日本銀行には不動産金融に關係したり、或は興業金融に資金を融通することが禁じられてゐるのである。おそらく、日本銀行の授信的業務は銀行券の發行、預金と云ふ如き隨時請求しうる債務であるから、その授信的業務は當然短期の確實なるものでなければならぬ、との考へに基くのであらう。この日本銀行の現行業務に對しては、日本銀行の門戸を不動産金融、興

業金融に向つて解放すべしとの議論が、この方面の營業者から唱へられてゐる。例へば、債券の募集が思はしくない場合には、次の債券募集によつて、資金を獲得するまで、最も豊富に資力を擁してゐる日本銀行をして、これらの機關に貸付を行はしめよ、と云ふ如きがこれである。然るに、第十二條第一及び第三項の規定にも拘はらず、日本銀行は諸會社の株券(震災後其の品目は特に擴張された)勸業債券、興業債券等を見返り品として(その實質は擔保抵當と變らない。唯名稱が異なるのみ)貸出を行つてゐる。故に、日銀は既に諸工業會社に關係し、又不動産金融興業金融にも資金を融通してゐる、と云はねばならぬ。こゝに於て、從來のこの營業方針を改めて、純然たる短期商業金融機關たる本質に還れ、との主張が生ずるわけである。

之を要するに、純理論的に見れば、日本銀行の受信的業務は殆んど凡て隨時請求しうる性質のものであるから、その授信的業務もこれに相應する短期確實なる商業金融に限るのが至當であらう。又一方に於て、若し巧に且つ有効に運用するならば、債券の發行及び定期預金等によつて獲得しうる

資金は、おそらく吾國の事業金融、不動産金融を賄ふに充分足るであらう。

第六節 日本銀行の利益處分問題

現行制度に於て、日本銀行は政府に對し、大體次のやうな利益を提供してゐる。

- (一) 二千二百萬圓の無利子の法定貸金。
- (二) 國庫金出納事務の無手数料取扱。
- (三) 明治三十二年の「兌換銀行券發行稅納稅に關する法律」により保證準備發行に就ては、その每一箇月の平均發行高に對し一箇年千分の十二半の割合を以つて納稅すること(但し政府の特命によつて一箇年千分の十若しくはそれ以下の利息又は無利息を以つて政府その他へ貸付けた額に對してはこの納稅義務は免除されてゐる)。
- (四) 制限外發行に對しては、一箇年百分の五を下らない而してその時々大藏大臣の定める割合で發行稅を納めること。

然るに、日本銀行は右の諸義務を果して、尙ほ巨額の留保金、積立金と吾銀行界に於ては高率と云つてよい一割二分の配當を悠々と繼續する程の利益金を擧げてゐる。こゝに於て、從來の發行税制度を廢して、納付金制度を創設し、利益の幾分を國庫に收めよ、との主張が甚だ盛んである。然しなから、如何なる型式の納付金制度を採用すべきか、と云ふことになれば、意見は區々である。或る人は定率(例へば一割、八分)の配當をなして、殘餘は凡て國庫に歸屬させよと云ひ、他の者は、定率(例へば六分)の配當をなして、尙ほ餘りある時は、これを一定の割合(例へば折半)で株主と國庫に分配せよと云ふ。更に定率の配當後に殘る純益は、これを國庫と株主に一定割合(例へば折半)で分配するも、その際株主の受ける所が一定率(例へば一割)に達した場合に、殘餘の全部を國庫に收めるか、或はその殘餘に就ては假令株主と國庫との間に分配するにしても、國庫に對する分配率を著しく加増する(例へば國庫四分の三、株主四分の一)方法もある。而して、何れの型式を採用しても、具體的に配當の定率、分配割合等を決定することは、極めて困難であらう。然

しながら、元來利益納付制度主張の基本は、日本銀行の利益中國庫に歸する部分を、今よりも、より多くせよ、そのために株主の利益を制限せよ、と云ふ點に存するのであるから、この本旨に適ふ様——即ち納付金制度の採用をして單なる形式の變化に終らしめない様——に、株主に對する配當定率、國庫株主間の分配割合等を定むべきである。

右に述べた利益金納付制度主義の一つの論據は、現に日本銀行のあげてゐる莫大なる利益は、國家の附與した特權に基くから、それに對する報償として、利益の幾分を國庫に納めるのが當然だと云ふことである。而して、日本銀行が國家からうけてゐる特權とは、主として、正貨準備なくして銀行券を發行しうること(何となれば、正貨準備なくして發行された銀行券は、無利息の資金であるから。之に反し正貨を準備として、銀行券を發行することは、日本銀行の特權ではあるが、同行に對して何等の利益を齎さない)、巨額の政府預金を低利或は無利子で預ること等である。

他の論據は、これによつて、日本銀行が極端な營利主義、利益追求に走るこ

とを、制止しようとするにある。要するに、日銀が政府から與へられた特權に基いて巨利をあげてゐる事實は、これを否みえない。故に利益納付制度には、恐らく何人も反對しないであらう。又それだけ實現の可能性が多いだらう。然しながら、この問題は、決して日本銀行制度改革論中の重要問題ではない。否、最も重要でない問題であると私は考へてゐる。即ち他の多くの會社が政府から與へられた直接の特權或は間接の(例へば保護關稅がその最も著しいものである)特權によつて、日銀以上の配當を行つてゐる時、日銀株主に對する配當率が一分或は二分多いか少いかと云ふことは、保證準備物件の問題、政府からの獨立問題、日銀營業方針問題等に比すれば、極めて重要さが小さいと云ふのである。

第七節 結 言

以上私は日本銀行制度改革論の問題としてゐる諸點を列擧して、之に簡単な説明を附加した。思ふに、現行日本銀行制度の如何なる點が、如何様に

改革されるかは、一つに如何なるプリンシプルが改革の指導原則として、採用されるかに懸つてゐる。而して、そのプリンシプルとは、極めて粗雑な言ひ方をすれば、結局産業(生産)の利益か消費の利益か——これを貨幣價値の方面からみれば貨幣價値の安定か時々のインフレーションによる低落か——の何れかに他ならぬ。けれども、元來産業(生産)と密接に結び付いてゐる金融の中心たる日本銀行に、消費の利益を代表させることは、こと極めて困難であらう。

第十一篇

貸借対照表に現はれた
るイギリスの五大銀行

一 序 言

千八百三十年代まで、イギリスの銀行界を風靡した私銀行 (private bank) も、今は僅かに 1) Baker, Duncombe & Co., 2) Blydenstein (B.W.) & Co., 3) Heane (Chas.) and Co., 4) B. Japhert and Co. の四行に、その名残を止めるにすぎない。一方ビルブローカーから發達して、その性質益々銀行に近づきつゝある discount company 即ち受信的業務として一般公衆から預金を受け入れ、授信的業務の中樞を手形の割引におく割引商會も、漸く 1) Alexanders, 2) National, 3) Union of London Discount Company の三行を數へるに止まる。然らば、今日イギリスの銀行を脊負つて立つてゐるものは何であるか。これ、その數十八を算する株式銀行 (joint stock bank) に他ならぬ。左に掲げる千九百二十六年末の數字は、この事實を明瞭に示すであらう。

| 1926年 末 | 資本金及 積立金 | 預 金 | 有價證券 所 有 | 手形割引及 貸 付 | 資産合計 |
|------------|-------------|---------------|-------------|---------------|---------------|
| 株式銀行 | 138,717,177 | 1,848,173,549 | 307,661,137 | 1,316,636,523 | 2,102,746,707 |
| | | | | | + 借入金及び未 |

1) The Economist. Banking Supplement. 1927 に依る

| | | | | |
|------|--------------|------------|-------------|-------------|
| 私銀行 | 2,675,000 | 4,670,175 | 24,174,002 | 37,177,678 |
| 銀行公會 | 5,633,673 | 11,807,844 | 123,322,360 | 137,650,452 |
| 銀行公會 | × 88,717,854 | | | |

配當利益を含む

| 1926年末 | 五大銀行 | 百分比% | その他の銀行 | 百分比% |
|---------------|---------------|------|-------------|------|
| 資本金 | 63,133,840 | 83 | 13,100,406 | 17 |
| 積立金 | 51,715,371 | 83 | 10,767,560 | 17 |
| 引受保証 | 87,172,663 | 80 | 21,512,899 | 20 |
| 預金 | 1,567,095,191 | 85 | 281,078,358 | 15 |
| 現金、コールマネー、短期貸 | 369,365,204 | 83 | 74,649,221 | 17 |
| 有價証券 | 249,514,786 | 81 | 58,146,351 | 19 |
| 手形割引 | 206,051,625 | 87 | 30,907,361 | 13 |
| 貸付 | 834,604,037 | 85 | 145,073,500 | 15 |

而して更に株式銀行中に於ては、Barclays Bank, Lloyds Bank, Midland Bank, National Provincial Bank, Westminster Bank, の所謂五大銀行——Big Five——が、凡ゆる點に於て、他銀行を遙かに凌駕し、實に上の様な状態を示してゐる。而して、本篇の目的は、主として貸借対照表に基き、これら五大銀行の引いてはイギリス株式銀行の内容を、明かにすることに存する。

二 五大銀行の貸借対照表と

その説明

左の一表は、ロンドン手形交換所組合銀行

の月報¹⁾に基いて作成した五大銀行の貸借表である。以下負債の部から、順次各項目に就て、説明を進めることとする。

| August 1927 | B | L | M | N | W |
|--|----------------------|---------|---------|---------|---------|
| Assets | | | | | |
| Coin, Bank and Currency Notes and Balances with the Bank of England | 33,652 ^{千磅} | 39,522 | 48,461 | 28,638 | 26,723 |
| Balances with and Cheques in course of Collection on other Banks in the U.K. | 7,359 | 7,842 | 14,739 | 7,994 | 8,124 |
| Money at Call and Short Notice | 25,808 | 24,738 | 24,462 | 19,097 | 26,482 |
| Bills Discounted | 36,015 | 43,690 | 48,439 | 33,592 | 35,183 |
| Investments | 53,883 | 40,685 | 36,901 | 35,377 | 42,199 |
| Advances to Customers and other Accounts | 162,604 | 196,296 | 207,416 | 144,363 | 131,782 |
| Liabilities of Customers for Acceptances, Endorsements etc. | 10,078 | 14,816 | 32,416 | 10,656 | 10,509 |
| Bank premises Account | 5,330 | 6,481 | 7,096 | 5,342 | 4,373 |
| Investments in affiliated Banks | 5,770 | 6,584 | 6,463 | 2,754 | 2,991 |
| Ratio of Cash to Current, Deposit and other account | 11.05% | 11.62% | 13.14% | 11.09% | 10.3% |
| Liabilities | | | | | |
| Capital paid up | 15,858 | 15,810 | 12,666 | 9,479 | 9,320 |
| Reserve Fund | 10,250 | 10,000 | 12,636 | 9,479 | 9,320 |
| Current, Deposit and other account | 304,313 | 340,028 | 368,675 | 258,675 | 259,205 |
| Acceptances, Endorsements, etc. | 10,078 | 14,816 | 32,493 | 10,656 | 10,509 |

1) Bankers' Magazine. Oct. 1927

(一) 資本金 イギリス株式銀行の資本金には、他の事業會社のそれと同様に三種類がある。例へば、千九百二十七年七月末の Lloyds Bank 並に Barclays Bank に就て言へば、

| Lloyds Bank | |
|-------------|--------------|
| Capital | |
| Authorized | £ 74,000,000 |
| subscribed | 73,000,000 |
| Paid up | 15,000,000 |

| Barclays Bank | |
|---------------|--------------|
| Capital | |
| Authorized | £ 20,000,000 |
| Issued | 15,000,000 |
| Paid up | 15,000,000 |

となつてゐる。

Authorized Capital と云ふのは、株主總會の議決を経ずして、その額までは定款に定める所に従ひ、随意に増加しうる資本金のことで、株主總會招集の暇ないやうな場合に備へた制度である。

Subscribed or Issued Capital は、丁度吾國の公稱資本金に當る。

Paid up Capital は、説明するまでもなく、拂込済の資本金で、資本金中實際に

運用されてゐる部分である。單に資本金と云へば、通常これを指す。公稱資本から拂込資本を差引いた残額、即ち未拂込資本は、更に株主總會の決議により Callable 並に reserved Liability の二つの部分に分れる。前者は、平時必要に應じて徴收しえ、後者は清算の場合にのみこれをなしうる。

資本金に就て、イギリス株式銀行に注意すべきは、左の諸點である。

(一) 次表に明かなる如く公稱資本に比して拂込資本が少い。従つて、個々の株主に就ても、拂込義務が大きい。特に、reserved Liability が割合に巨額であるから、名は有限責任の株式組織でも、實は無責任或は保證責任と殆んど變らない。而して、この制度の賛成者は、それによつて銀行の信用を高めうることを、銀行株が投機に捲き込まれないこと等を、強調するけれども、最近銀行破産の場合には、多くの株主は事實上その拂込義務を果しえないのであるから、寧ろ有名無實なるこの制度を廢し、全額拂込にした方がよいとの反對論が非常に強くなつてゐる。そのためであらうか、近頃は合併合同の行はれる毎に、小投資家にも都合のよい小額の全額拂込株を作り、特に

1) 例へば、Westminster Bank の一磅株、National Provincial の五磅株、Midland の二磅十志、一磅株、Lloyds の一磅株の如し。

Barclays Bank の如きは、千五百萬磅の資本金全部を、拂込済に変更することに成功した。

1926年末五大銀行の公稱資本に対する拂込資本の割合¹⁾

| | |
|---------------------|------|
| Barclays | 100% |
| Midland | 22% |
| Lloyds | 32% |
| National Provincial | 22% |
| Westminster | 30% |

吾國普通銀行の公稱資本に対する拂込資本の割合²⁾

| | |
|-------|-----|
| 大正一年 | 72% |
| 大正二年 | 69% |
| 大正三年 | 70% |
| 大正四年 | 70% |
| 大正五年 | 71% |
| 大正六年 | 66% |
| 大正七年 | 66% |
| 大正八年 | 67% |
| 大正九年 | 60% |
| 大正十年 | 61% |
| 大正十一年 | 61% |
| 大正十二年 | 61% |
| 大正十三年 | 62% |

(二) 拂込資本金が、銀行の主たる運用資金をなす預金に對する割合が、極めて少い。五大銀行が、悠々と高率の配當を繼續しうる原因の一つである。而して、巨大にして基礎堅實、信用厚き五大銀行に就てのこの事實は、預金銀行の經營上、拂込資本は少額にて足ること、又預金銀行の安全性は、決して公稱資本の大小や拂込資本の多少に左右されないことを教へる。

1) The Economist, Banking Supplement により算出。
2) 金融事項参考書 大正十五年による。

1927年6月末、五大銀行の預金に對する拂込資本の割合¹⁾

| | 預金 | 拂込資本 | 百分比 |
|---|---------|--------|------|
| B | 303,817 | 15,858 | 5.0% |
| L | 347,991 | 15,810 | 4.5 |
| N | 373,698 | 12,666 | 3.7 |
| V | 254,766 | 9,479 | 3.7 |
| W | 266,271 | 9,320 | 3.5 |

吾國普通銀行の拂込資本對預金²⁾

| 年 末 | 預金(千圓) | 拂込資本(千圓) | 百分比 |
|-------|-----------|-----------|-------|
| 大正元年 | 1,357,271 | 369,415 | 27.2% |
| 大正二年 | 1,443,511 | 391,761 | 27.1 |
| 大正三年 | 1,519,760 | 401,200 | 26.3 |
| 大正四年 | 1,699,566 | 357,709 | 21.0 |
| 大正五年 | 2,256,831 | 374,480 | 16.5 |
| 大正六年 | 3,233,918 | 436,996 | 13.5 |
| 大正七年 | 4,639,314 | 513,086 | 11.0 |
| 大正八年 | 5,744,096 | 717,155 | 12.4 |
| 大正九年 | 5,826,526 | 963,572 | 16.5 |
| 大正十年 | 6,444,836 | 1,044,586 | 16.2 |
| 大正十一年 | 7,801,459 | 1,450,227 | 18.5 |
| 大正十二年 | 7,806,265 | 1,491,053 | 19.0 |
| 大正十三年 | 8,093,167 | 1,507,750 | 18.6 |

(三) 株主の投票權は、各銀行の定款によつて定まるけれども、大體に於て少株主に有利である。例へば、Midland 銀行では、一——二四株は一票、二五——四九株は二票、五〇——九九株は三票、一〇〇——一四九株は四票、一五〇——一九〇株は五票、二百株及びそれ以上は凡て五票と規定され、Lloyds Bank は、五——二九株は一票、三〇——七九株は二票、八〇——一二九株は三票、

1. Bankers' Magazine 1927. August により算出
2. 金融事項参考書(大正十五年)により算出

れ以上は五十株毎に一票を増すも、十票を最高限度としてゐる。従つて、往々他國の銀行に見る如く一人或は少數の資本家或は事業會社が、銀行を支配することは、極めて困難である。そのためには、是非多數の他人名儀で株式を獲得せねばならぬが、それは、殆んど不可能と云つてよい。

註 五大銀行は、年々次表に示す如き配當を行つてゐる。而して、この表を通じて、吾々の知り得る所は、その配當の安定性と高率性である。その内、配當の安定性は、主として、これら預金銀行が、力めて投機性危険性を含んだ業務を行はないこと、巨額の秘密積立金によつて、配當の調節を計ることに基く。配當の高率性は、曩に述べた如く、運用資金に比して、配當を行ふべき拂込株金が非常に少いことに原因する。たゞ、問題となるのは、果して、將來もかくの如き高率性を、繼續しうるや否やである。これに對しては、否定肯定の兩論があり、前者はその論據を(一)銀行間の競争のために、到る所に支店が設置され、その建築費經營費に莫大の金額が必要なること(二)同じく競争激烈の結果、貸付割引の利子は比較的低下し、又危険なる貸付も行つて、自然貸倒れが増加すること、等に求め、後者は(一)合同が完成して、少數の有力銀行が残存するに至れば、反つて相互間に協調が出来、従来以上の利益を確保しうること(二)合同の結果色々、の點で経済的となり、節約が出来たこと(三)近來、對外的の方面に非常に有利な

活動地域が拓けたこと等をあげる。

| 年 | B | L | M | N | W |
|------|------------------------------|--------------------------------------|-----|-----|-------------------------|
| 1910 | | 18 $\frac{1}{8}$ | 18% | | |
| 1911 | | 18 $\frac{1}{8}$ | 18% | | |
| 1912 | 12 $\frac{1}{2}$ % | 18 $\frac{1}{8}$ | 18% | | |
| 1913 | 13 $\frac{1}{3}$ | 18 $\frac{1}{8}$ | 18% | | |
| 1914 | { A 10 B 18 $\frac{3}{4}$ | 18 $\frac{1}{8}$ | 18% | | |
| 1915 | { A 10 B 17 $\frac{1}{2}$ | 18 $\frac{1}{8}$ | 18% | | |
| 1916 | { A 10 B 17 $\frac{1}{2}$ | 18 $\frac{1}{8}$ | 18% | | |
| 1917 | { A 10 B 20 | 18 $\frac{1}{8}$ | 18% | | |
| 1918 | { A 10 B 20 | 18 $\frac{1}{8}$ 17 $\frac{7}{8}$ | 18% | 16% | 20% |
| 1919 | { A 10 B 20 | 18 $\frac{1}{8}$ 17 | 18% | 16% | 20% 61 $\frac{1}{4}$ |
| 1920 | { A+B.C 14 A 10 | #16 $\frac{2}{3}$ | 18% | 16% | 20% 12 $\frac{1}{2}$ |
| 1921 | { A 10 B.C 14 | 16 $\frac{2}{3}$ | 18% | 16% | 20% 12 $\frac{1}{2}$ |
| 1922 | { A 10 B.C 14 | 16 $\frac{2}{3}$ | 18% | 16% | 20% 12 $\frac{1}{2}$ |
| 1923 | { A 10 B.C 14 | 16 $\frac{2}{3}$ | 18% | 16% | 20% 12 $\frac{1}{2}$ |
| 1924 | { A 10 B.C 14 | 16 $\frac{2}{3}$ | 18% | 16% | 20% 12 $\frac{1}{2}$ |
| 1925 | { A 10 B.C 14 | 16 $\frac{2}{3}$ | 18% | 16% | 20% 12 $\frac{1}{2}$ |
| 1926 | { A 10 B.C 14 | { A 16 $\frac{2}{3}$ B 5 | 18% | 16% | 20% 12 $\frac{1}{2}$ |

十資本組織變更の結果配當率は減少してゐるが、實質に於ては以前の2%に相當する。*同じく、以前の率に相當する。Barclays Bankを除く四行は、何れも、十二月卅一日に終る一年間、Barclaysのみは六月卅日に終る一年間(但し1915年は十二月卅一日に終る六ヶ月)をとる。凡て Economist Banking Supplement 1927 に依る。

(二)積立金 積立金は、云ふ迄もなく、利益の一部分を積立てた額である。前表に明かなる如く、大體拂込資本金と同額を保つてゐる。約三十年前、銀行の保有してゐたコンソール公債の價格が暴落した時、それを償却するため、積立金の一部を利用したこともあつたが、將來は信用上再びかゝることを繰返さないであらう。

貸借對照表に明記されてゐる積立金の外に、五大銀行は莫大の秘密積立金を擁してゐると推定される。この秘密積立金の目的は、損失を蒙つた場合、貸借對照表に公然と現はすことなくして、これを填補し、或は配當を調節すること等に存する。而して、貸借對照表の如何なる項目に隠されてゐるかと云へば、(イ)當座預金、通知預金及びその他勘定 (Current, Deposit, and other Account) 中のその他勘定、(ロ)その價格を低く見積つた投資證券 (Investments) (ハ)著しく償却された土地建物の價格 (Bank Premises Account) 等が、その主なるものである。

資本金と積立金とは合して、所謂銀行の自己資本を構成する。兩者の合

| 年次 | B | L | M | N | W |
|-------------------|-----|------|-------|-----|-----|
| 1900 ^末 | 9% | 8.2% | 11.1% | | |
| 1905 | 9.5 | 9.0 | 10.3 | | |
| 1910 | 8.2 | 7.6 | 8.6 | | |
| 1911 | — | 7.3 | 8.1 | | |
| 1912 | — | 6.8 | 7.5 | | |
| 1913 | 7.8 | 6.8 | 7.4 | | |
| 1914 | 7.1 | 6.5 | 6.1 | | |
| 1915 | 6.4 | 5.8 | 5.3 | | |
| 1916 | 5.8 | 5.0 | 4.6 | | |
| 1917 | 4.9 | 4.6 | 4.0 | | |
| 1918 | 5.5 | 6.0 | 3.9 | 4.8 | 5.0 |
| 1919 | 4.9 | 5.1 | 4.0 | 5.5 | 5.0 |
| 1920 | 6.6 | 6.2 | 5.1 | 6.0 | 5.1 |
| 1921 | 6.6 | 6.4 | 5.2 | 6.2 | 5.1 |
| 1922 | 7.2 | 6.5 | 5.4 | 6.3 | 5.8 |
| 1923 | 7.2 | 6.3 | 5.2 | 6.2 | 6.0 |
| 1924 | 7.1 | 6.3 | 2.7 | 6.6 | 5.9 |
| 1925 | 7.1 | 6.4 | 2.6 | 6.7 | 5.9 |
| 1926 | 7.5 | 6.6 | 5.9 | 6.6 | 5.9 |

計が、負債中に於て占める割合は、上表に現はれてゐる如く、極めて小さい。

これを概言すれば、戦前までは約七パーセント乃至十パーセントであつたが、戦争開始後、通貨膨脹のために、負債中の預金が著しく増加し、

しかも拂込資本並に準備金の増加は微々たるものであつたから、急に四パーセント乃至六パーセントに低下し、戦後千九百二十一年の通貨收縮、預金減少に基いて、再び五パーセント乃至七パーセント半に上つたのである。

(三)預金 預金には、當座預金 (deposit on current account) と通知預金 (deposit on deposit account) とがある。

當座預金は、支拂のために隨時小切手を振り出しうる預金で、(一)現金或は

小切手の當座預け入れ、(二)銀行が株式仲買人、手形仲買人等から有價證券、手形を購入し、その代金を當座勘定に振り込むこと、(三)貸付割引の手取金を貸付割引依頼人の當座口に振り替へること、等によつて發生する。

通知預金は、大抵一週間或は二週間、時には一ヶ月の通知期間を設く。前者は主として少額の預金に、後者は大額の預金に適用される。この預金は、以前には貯蓄預金を、多分にもつてゐたが、その利子は後に述べる如く低く、且つ英蘭銀行の公定歩合と共に變動し、貯蓄預金に必要な収入の高率性と確定性を缺くから、今日では、追々貯蓄銀行、建築會社等に奪はれ、主として商人等の一時的遊資、有價證券購入希望者の適當額に達するまでの暫時的預金を包含するにすぎない。通知期間は設けてあるけれども、事實上その期間を經過せずして拂戻しうるは、丁度吾國の定期預金に同じ。これ、銀行は、さうしないことによつて、信用を傷けられることを恐れるからである。何れの銀行も、兩者を區別して貸借表に示してゐないけれども、スコットランド、アイルランドに於ては、後者の方遙かに多く、五大銀行を始めとしてイギ

ノスの諸銀行では、反對に當座預金の方が多し。然しながらその割合は確定的ではなく、特に通知預金は、その利子歩合に左右され勝である。例へば預金利子が三パーセント半に達すると、通知預金は激増し、反對に一パーセント半位になると、引き出されて確實なる有價證券に投せられる。

預金に對する銀行の扱方即ち預金利子。ロンドンに於ては、當座預金には原則として利子を附せず、且つ預金残高を要求する。これ、銀行は云はゞ當座預金者のために煩雜なる出納事務を行ひ、その費用巨額に上るから、預金残高の運用によつて、これを償はんと欲するからである。故に、残高少く到底失費に相當する程度の利益をあげえない場合には、銀行は別に手数料を請求する。地方に於ては、當座預金の全額に低率ではあるが、一定の利子を支拂ひ、その代り手数料を徴収する。通知預金に對しては、從來永く英蘭銀行公定歩合より一パーセント半低い利子を支拂つてゐたが、戦後經費の増加を理由として、二パーセント以下と定めた。但し、公定歩合が、假りに八パーセントに上つても、預金利子は六パーセントに上げず、四パーセントを

以つて打切りとしてゐる。競争の激しい銀行間に協定の存してゐるのは、唯この通知預金利子だけである。然しながら、これもロンドンに於ける慣行であつて、地方特にミッドランドに於ては、利子は必ずしも英蘭銀行歩合と歩調を共にしない。

五大銀行の預金に就て、吾々の目を惹くのは次の諸項であらう。

(一)その絶対額に於ても、負債の部に占める割合、資本に對する比率に就ても、預金の額が極めて巨大である。而して、絶対額並に資本に對す

| 年次 | B | L | M | N | W |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1900末 | 90.3% | 87.6% | 83.6% | | |
| 1905 | 90.1 | 84.6 | 82.3 | | |
| 1910 | 91.2 | 83.2 | 83.5 | | |
| 1911 | | 86.2 | 84.6 | | |
| 1912 | | 85.3 | 85.1 | | |
| 1913 | 91.5 | 85.8 | 86.4 | | |
| 1914 | 92.0 | 88.4 | 88.2 | | |
| 1915 | 90.8 | 87.5 | 88.9 | | |
| 1916 | 91.7 | 88.2 | 91.3 | | |
| 1917 | 93.5 | 89.8 | 91.8 | | |
| 1918 | 92.9 | 88.7 | 92.2 | 23.2% | 91.4% |
| 1919 | 90.9 | 86.1 | 88.8 | 92.1 | 89.8 |
| 1920 | 90.6 | 88.8 | 88.0 | 92.2 | 88.9 |
| 1921 | 91.7 | 91.1 | 89.8 | 92.5 | 89.8 |
| 1922 | 91.2 | 89.0 | 87.8 | 90.7 | 90.6 |
| 1923 | 90.5 | 88.3 | 85.7 | 89.9 | 89.6 |
| 1923 | 89.5 | 87.5 | 84.6 | 88.6 | 88.4 |
| 1925 | 88.0 | 87.8 | 84.7 | 89.5 | 89.0 |
| 1926 | 88.9 | 88.7 | 85.1 | 89.9 | 90.1 |

る比率は、既に掲げた表に徴して明かであるから、こゝには唯負債の部に占める割合のみを記しておかう。

(二)預金の大部分を占める當座預金は、要求次第支拂に應じなければならぬ。通知預金には豫告期間があるけれども、それは七日或はせいゝ、十四日に過ぎない。されば、五大銀行の預金は、その殆んど全部が期限なしの預金と云つてよい。これを、三ヶ月、六ヶ月、一年等の定期預金が、預金總額中、次のやうな割合を占める吾國普通銀行に比較すれば、著しい相違と云はねばならぬ。

(三)預金の重要部分をなす當座預金は、既に述べた如き方法で發生するが、その内貸付割引の手取金〇當座預金振替に

| 年 末 | 預金合計(千圓) | 定期預金(千圓) | 百分比 |
|-------|-----------|-----------|-------|
| 大正元年 | 1,357,271 | 582,146 | 42.9% |
| 大正二年 | 1,443,511 | 676,893 | 46.8 |
| 大正三年 | 1,519,760 | 746,436 | 49.1 |
| 大正四年 | 1,699,566 | 771,023 | 45.3 |
| 大正五年 | 2,256,831 | 982,212 | 43.5 |
| 大正六年 | 3,233,913 | 1,449,254 | 44.8 |
| 大正七年 | 4,639,314 | 2,349,954 | 50.6 |
| 大正八年 | 5,744,096 | 2,897,145 | 49.1 |
| 大正九年 | 5,826,526 | 2,549,820 | 43.0 |
| 大正十年 | 6,444,836 | 2,823,283 | 43.8 |
| 大正十一年 | 7,801,459 | 3,380,685 | 43.3 |
| 大正十二年 | 7,805,265 | 3,540,156 | 45.3 |
| 大正十三年 | 8,093,167 | 3,942,807 | 48.7 |

よるものが、相當大きな役割をなしてゐることは、一般の認める所である。

即ち銀行は、例へば現金十萬圓を預かり、その内一割を準備金として手許に止めおき、残り九萬圓を現金で貸付けることも出来るけれども、イギリスの

1) 金融事項参考書(大正十五年)により算出

五大銀行(並に預金銀行一般)は、寧ろ預かり入れた十萬圓全部を手許に止め、それを一割の準備と見て九十萬圓の貸付割引を行ひ、同額を顧客の當座預金に振り替へるのである。而して、このことは吾々に次のやうな二つの重大なる事柄を教へる。

(イ) 普通には、受信的業務が先づ存在し、然る後、授信的業務が可能となり出現する、と考へられてゐるけれども、イギリス流の預金銀行にあつては、兩者は寧ろ同時に發生し、相互に條件づけ、授信的業務あるが故に受信的業務現はれ、受信的業務あるが故に授信的業務可能となり、何れか一方が缺けるならば存在しない關係にあると云はねばならぬ。

(ロ) 次に、今日の預金銀行の職能は、最早甲から預つた現金をそのまま乙に貸付ける云はゞ資金の單なる媒介者たる點に存せずして、寧ろ預金を大規模に製造する點に存する。而して、當座預金は、イギリスに於ては、政府の供給する鑄貨、英蘭銀行の發行する銀行券と相並んで、最も重なる通貨であるから、預金銀行は通貨供給者たる職能を有してゐると云はねばならぬ。

この點、造幣局が金銀銅地金と金銀銅貨に鑄造するに比し、預金銀行は擔保として受取つた商品、有價證券、土地、家屋或は無形の對人的信用を、流動化し貨幣化すると云つてもよい。

(四) Acceptances, Endorsements, etc. この項目は、手形の引受、裏書、爲替の豫約等を含む。

五大銀行の如き一流銀行が、支拂を引受けた手形は、ロンドン割引市場に於て、必ず割引されるから、商工業者等は、銀行に引受を依頼することによつて、確實に資金を獲得することが出来る。しかも、銀行から直接に借り入れるとすれば、後に貸付の所で説明する如く、手数料の外に普通五パーセントを最底とし、その時々々の英蘭銀行公定歩合に一パーセントを加へた利子を、支拂はねばならぬに比し、手形引受によれば、勿論手形の性質によつて確定はしてゐないが、時には四半期に四分の一パーセント、即ち年一パーセントの引受手数料と、通常公定歩合よりは低い所の市場割引歩合を支拂へば足りる。故に顧客はこれによつて、貸付によるよりは、市場歩合と公定歩合の

開だけ、より有利に資金を調達しうるわけである。又、銀行としては手形の支拂資金は、満期日前に、顧客の方から這入つてくるのであるから、この業務のために、何等の資金を用ゐずして、手数料収入をあげることが出来る。然しながら、一方それだけ、銀行資金の豊富な時は、兎も角、何となれば、かゝる際には、銀行は自己の資金を運用した方が、引受手数料をうるよりは、利益が多く、従つて引受を喜ばないから、一旦缺乏を告げると、引受業務が著しく擴張され、その結果、益々信用の膨脹と好景氣を刺戟し、つゞいて恐慌が発生して、引受依頼人が支拂能力を失ふ場合には、意外の損失を蒙る惧がある。現に千八百七十八年のグラスゴー市銀行、千八百九十年のペーリング商會、その他多數銀行の破綻は、放慢なる引受到原因したと云はれてゐる。

外國爲替手形の引受は、最近まで殆んど引受商會 (Accepting House) の独占する所であつたが、千九百十年頃から、五大銀行も漸次この方面に活動するに至り、特に歐洲大戰の勃發は、敵國獨逸人のために、多額の引受をしてゐた引受商會に大打撃を與へて、益々この傾向を助長した。今日、銀行引受の大

部分は、この外國爲替の引受である。(但し外國爲替手形の引受の詳細なる説明は、他日、引受商會を論ずる際に譲らうと思ふ)。

爲替の豫約とは、將來一定の時、或は一定の時に至るまでの期間内に、賣買される外國通貨の價格を、既にそれ以前に確定し豫約することであつて、五大銀行が對外的に活動するに至つて以來、又イギリス始め諸外國の通貨の對外價値が變動的となつて以來、急に著しくなつた業務である。

負債の部に於けるこの項目に對しては、資産の部に常にこれと同額のさうして丁度逆の性質を有する *Liabilities of Customers for Acceptances, Endorsements* なる項目が對立してゐる。

左に、この項目が、負債の部に於て占める割合を掲げよう。而して、これによつて、吾々は、千八百九十年代には、既に述べた放慢なる引受到に基く幾多諸銀行の破綻に警戒されて、各銀行共に引受には必ず擔保を徴し且つ嚴重に制限した結果、この業務は急に著しく減退したけれども、千九百年頃から、漸次恢復して歐洲大戰に及び、戰爭による内外取引の沈滞と共に、再び著減し

たこと、而して休戦と共に激増した千九百十九年を見よけれども、千九百二十年以來外國貿易の不振、特に紡績業の悲況によつて激減し、二十四年頃から景氣の恢復と共に亦増加しつゝあることを知るであらう。兎も角この項目は絶對的にも相對的にも、將來益々重要性を加増する傾向にあり、又マ

| 年末 | B | L | M | N | W |
|------|------|------|------|------|------|
| 1900 | 0.7% | 3.6% | 4.2% | | |
| 1905 | 0.4 | 5.7 | 6.7 | | |
| 1910 | 0.6 | 8.7 | 7.4 | | |
| 1911 | — | 6.1 | 6.6 | | |
| 1912 | — | 7.5 | 6.9 | | |
| 1913 | 0.7 | 7.0 | 5.7 | | |
| 1914 | 0.9 | 4.7 | 5.1 | | |
| 1915 | 2.8 | 6.4 | 5.5 | | |
| 1916 | 2.5 | 6.5 | 3.8 | | |
| 1917 | 1.6 | 5.3 | 3.7 | | |
| 1918 | 1.6 | 4.9 | 3.6 | 1.8% | 3.2% |
| 1919 | 4.2 | 8.5 | 6.9 | 2.2 | 6.8 |
| 1920 | 2.8 | 4.6 | 6.6 | 1.5 | 5.6 |
| 1921 | 1.7 | 2.1 | 4.7 | 1.0 | 4.7 |
| 1922 | 1.6 | 4.1 | 6.4 | 2.7 | 3.2 |
| 1923 | 2.3 | 5.0 | 8.7 | 3.6 | 4.0 |
| 1924 | 3.4 | 5.8 | 9.3 | 4.5 | 5.3 |
| 1925 | 4.9 | 5.4 | 8.7 | 3.5 | 4.5 |
| 1926 | 3.6 | 4.3 | 8.6 | 3.2 | 3.6 |

ケナが千九百二十四年一月のミッドランド銀行總會に於て産業が恢復しつゝあると云ふ印象は、先づ顧客の爲になした引受並に豫約が激増してゐることによつて確認される」と云つてゐる如く、景氣の繁閑と密接なる關係を有し、従つて、イギリス産業界の景氣を判断する一指針となりうるのである。

1) Leaf. Banking. p. 126

(五)現金在高 資産の部の最初の項目は、鑄貨政府紙幣たる Currency Notes 英蘭銀行券及び英蘭銀行預金からなる現金在高である。その内、前の三者は各銀行が直接手許に保有して、日々の現金引出に應ずる資金をなす。後の英蘭銀行預金は、手許現金に比して遙かに多く、而してその役割は、日々の手形交換残高の決済と、非常時に於ける預金支拂準備金たる點に存する。

現今、五大銀行の保有する現金が預金に對する割合は、既に掲げた月報に明かなる如く、大體十パーセントを目安としてゐる。これに對し、ヤッフエは、預金に對する約五パーセントは、毎々の出納資金として必要であり、又同じく五パーセントの英蘭銀行預金は、手形交換残高決済資金として、不可缺であるから、合計十パーセントの現金並に英蘭銀行預金では、殆んど無準備に等しい、それ故、銀行の安全を期するには、少くとも二十パーセントに増加して、以つて非常時に準備せねばならぬ、と云つてゐる。たゞに、ヤッフエのみならず、イギリス銀行の預金準備を過少なりと考へる人は、非常に多いやうである。云ふまでもなく、他の凡ての點が同じであるならば、現金準備の多いは

ど銀行は安全である。然しながら、銀行の安全性は、決して現金準備の多少のみではなく、寧ろ資金運用方法の如何によつて左右される所が、極めて大きいのであるから、五大銀行に就ても、現金準備率のみを見て、その安全性を批判してはならぬ。それをなすには、必ず、以下説明する所の非常準備の第一線をなすコールや、云はばその第二線をなす有價證券、手形割引、さては最大の資金運用項目たる貸付の性質を討ねなければならぬ。

尙ほ左に、各年末に於ける、五大銀行の預金に對する現金準備率¹⁾を掲げた。これを曩の月報と比較するに、準備率が遙かに大きい。而して、それは現金の中に、月報では現金として取扱つてゐない取立中の小切手を加算してゐるからでもあるが、又偶イギリス銀行界に一般に行はれてゐる店頭裝飾——Window-dressing——即ち、貸借對照表作成前に、出来る限り、コールや短期通知貨、手形割引等を回収して現金を多くし、それによつて人為的に平常よりは現金準備率を多く見せる風習の存在することを、證明するものである。故に、吾々は週平均の數字であり、従つてかくの如き手心を加へ難い月報の

1) The Economist. Banking Supplement により算出

數字に信頼すべきである。

| 年末 | B | L | M | N | W |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1900 | 14.0% | 16.1% | 18.4% | | |
| 1905 | 14.7 | 17.2 | 17.4 | | |
| 1910 | 14.3 | 18.0 | 18.1 | | |
| 1911 | — | 16.8 | 17.6 | | |
| 1912 | — | 17.4 | 16.5 | | |
| 1913 | 15.0 | 17.6 | 18.3 | | |
| 1914 | 17.6 | 20.9 | 26.4 | | |
| 1915 | 19.3 | 23.3 | 20.9 | | |
| 1916 | 22.3 | 25.1 | 27.4 | | |
| 1917 | 19.0 | 19.9 | 20.0 | | |
| 1918 | 18.3 | 18.2 | 19.0 | 16.7% | 18.0% |
| 1919 | 22.0 | 17.7 | 16.1 | 14.1 | 19.2 |
| 1920 | 18.8 | 14.8 | 16.8 | 15.0 | 16.0 |
| 1921 | 17.6 | 14.4 | 15.9 | 16.5 | 14.0 |
| 1922 | 17.6 | 14.2 | 15.3 | 15.8 | 15.1 |
| 1923 | 17.5 | 14.8 | 15.0 | 15.4 | 15.4 |
| 1914 | 18.5 | 15.6 | 14.3 | 15.8 | 16.3 |
| 1915 | 18.1 | 15.2 | 15.3 | 15.1 | 15.6 |
| 1916 | 17.8 | 16.0 | 14.4 | 14.6 | 14.9 |

銀行と取引關係を有する各人は、その手許金の殆んど全部を銀行に預金し、銀行は又既に述べた如く、現金準備の大部分を英蘭銀行に預け入れるのだから、英蘭銀行の保有する準備金が、結局イギリス全體の準備金となるわ

けで、これが、イギリスに於ては、單一準備制度が行はれてゐると云はれる所である。而して、五大銀行と中央銀行たる英蘭銀行との間には、間接には、例へば、後に述べる如く、資金必要の生じた場合、手形仲買人、株式仲買人を通じて、英蘭銀行の資金を利用する等種々あるけれども、直接には、唯この Balances with the Bank of England 即ち現金の一部分を英蘭銀行に預金してゐる

と云ふ一事あるのみである。さて、この單一準備制度は、同額の現金が散在して準備されてゐる場合に比すれば、預金準備として、比較にならぬ程大きい威力を發揮する。然しながら、動もすれば、全體に對する準備率が過少になり易い傾がある。例へば、甲なる人が、一萬磅をミッドランド銀行に預金し、同銀行はそれに對して一割を準備金として英蘭銀行に預け、更に英蘭銀行はかかる預金に對して四割を準備して、殘餘を運用するとすれば、最初の一萬磅に對しては、僅かに $10000 \times \frac{1}{10} \times \frac{4}{10} = 400$ 磅の準備金が存することとなる。これに反し、各銀行が手許に八分を保有し、二分を英蘭銀行に預けるならば、預金準備は少くとも $10000 \times \frac{1}{12} = 833$ 磅餘に上る。イギリスの預金銀行は、その準備金の大半を英蘭銀行に預け入れず、寧ろ、自ら保有すべしと云ふ主張は、かかる考察に基いたのである。

(六)イギリス本國並にアイルランドにある他銀行預金及びこれらに對する取立中の小切手。

主なるものは、取立中の小切手であつて、大多數は遅くとも二三日の内に、

現金となる。取立中の小切手に對しては、他銀行から取立てられ中の小切手があり、彼此相殺すれば略零になる筈である。従つて、この點からしても、この金額を現金準備中に加算するのは、不合理である。

(七)コールマネー並に短期通知貸(Money at call and short notice)。コールマネー並に短期通知貸の相手方、即ち貸出先は、手形仲買人(Bill-broker)と株式仲買人(Stock-broker)とである。

戦争の結果、ニューヨークの擡頭には著しいものがあるけれども、依然としてロンドンには、國際貸借の決済地、世界の Clearing-House である。國際間の貸借は、ロンドン拂の手形を以つてなされるもの非常に多く、それらの手形はロンドンに集つて、或は満期日を待ち、或はそれ以前に割引される。而して、この割引市場の中心をなし、手形の賣買を行ふのが、手形仲買人である。手形仲買人には、單なる仲介をなすに止まる純然たるブローカー、若干の自己資金と主としては借入金により、自己の負擔に於て手形賣買を行ふ Discount House 自己資本並に一般公衆からの預金を主とし、その他に借入金を

仰いてゐる割引會社 (Discount Company) 等が區別されるけれども、割引市場に最重要なる地位を占める後の二者は、何れも巨額の割引資金を借り入れてゐる。銀行は、コールマネー或は短期貸の形で、この資金即ちロンドンが國際貸借決済地として必要な資金を放出してゐるのである。

株式取引所の仲買人には、ジョツパー (Jobber) とブローカー (Broker) とがある。ブローカーは、専ら顧客の依頼に基いて働き、注文をうけると、ジョツパーの許に至つて、該有價證券の價格を訊ね、若しそれが顧客の希望に適ふならば、そこで賣買を行ふ。故に、ジョツパーは、ブローカーから買取つた有價證券を、再び賣却するまでの間、それを保有するに必要な資金を要する。彼は、この資金を銀行から仰ぐのである。又、ブローカーに、有價證券の先物買を依頼した顧客が、期日に至つてその受取を延期したい場合には、それを買戻の約束付で、ブローカーに賣却し、ブローカーは該證券を擔保として銀行から資金を借り入れ、それを自分で買取る。然しながら、その際銀行は個々のジョツパーやブローカーを相手とせずして、彼等の内情に精通してゐ

る所謂マネーブローカーに比較的廉く貸付を行ひ、このマネーブローカーが利鞘をえて個々のジョツパー、ブローカーに貸付けるのである。かくの如く、この場合即ち有價證券の投機買の目的を達成させるためにも、銀行資金は利用されてゐる。而して、手形仲買人が、主にコールマネーの形で借り入れるに反し、株式仲買人は、清算日等の關係から、七日十四日期限のものを利用する。

手形仲買人の借り入れてゐる額と、株式仲買人のそれとが、如何なる割合をなしてゐるか、貸借對照表を通じては知りえない。バジョツトのロムバードストリートには、前者の方が遙かに多いと云ひ、ヤツフエは現にその逆であり、將來は益々さうなるであらうと主張してゐる。然し、この二つの確言は一つは千八百年代であり、他は千九百年頃であつて、今日その儘受入れることは出来ない。兎も角、株式取引に投じられてゐる部分は、現に決して僅少ではなく、又この部分が増加することは、手形貸付等を通じて、商工業に奉仕してゐた資金が、追々株式投機資金に向ふことであると斷定しうる。

貸出の利率は、通知貸に高く、コールマネーに低い。一夜貸(over night)にあつては、往々一パーセント位のことがある。然し、大體に於て、銀行が通知預金に支拂ふ利子よりも、若干高位を保つ。而して、既に述べた如く、コールマネーは手形仲買人が、それを運用して、ロンドン割引市場で手形を割引く所の資金であるから、割引歩合決定の時には、常に、コールマネーに對して支拂ふ利率が、その最低の標準をなし、従つて、銀行はこの利率を變動することによつて、ロンドン割引市場の割引歩合に、非常に大きな干渉をなしうるわけである。

優良なる手形の割引は、回收が確實で且つ短期であるから、銀行特にイギリス式銀行にとつて、適當なる資金利用方法である。然るに、かゝる手形の多くの部分は手形仲買人の手に歸する。これ、手形仲買人の割引が銀行よりは安いからである。しかも、その手形仲買人の手形買入資金は銀行が非常に安い利子で供給するのである。これだけを見れば、イギリスの銀行の行爲は、自己の敵に自分を刺す武器を與へるやうなもので、甚だ了解し難い。

だが、この不可思議事は、コールマネー及び短期貸引いては手形仲買人株式仲買人のなす役割を知ることによつて、容易に理解しうる。

即ち、既に述べた如く、イギリスの銀行は、巨額の當座及び短期預金を擁してゐる。これに對しては、必ず充分の支拂準備を保有しなければならぬ。所が、多くの資金を運用せず、支拂準備金として、遊ばしておくことは、銀行の堪へ難い所である。然るに、コールマネー及び短期通知貸は、他の如何なる資金運用にも優つて、何時でも確實に回收しうる性質を具へることによつて、このデレンマを解決し、利殖しつつ、しかも預金準備たる役目を果して行く。然らば、何故回收確實かと云へば、コールマネー及び短期通知貸の擔保には、多く英蘭銀行の公認してゐる手形や有價證券が擇ばれてゐるから、必要止むを得なければ、手形仲買人株式仲買人は、同擔保を英蘭銀行に移して資金を借り入れ、これを銀行に返還しうるからである。

かくの如く、コールマネー並に短期通知貸に用ゐられてゐる資金は、さもなければ、預金準備として、銀行の手許に止めおかるべき性質のものである。

換言すれば、少し資金の必要が生じた場合には、先づ回収される銀行準備金の第一線である。故にこれが運用に當つては、銀行は低利で満足する。又英蘭銀行が公認する擔保を、豊富に提供しうるのは手形仲買人と株式仲買人とである。故に、彼等にコールマネーや短期通知貸が融通される。

然しながら、若し、イギリスの預金銀行が、資金必要の度毎に、恰も吾國に於ける如く、保有してゐる手形を中央銀行に持參して再割引に附し、或は有價證券を擔保として借り入れるならば、敢て手形仲買人に手形割引資金たるコールマネーを貸與し、株式仲買人に有價證券擔保貸付を行ふまでもなく、自ら大いに割引業務を擴張し、又それだけ多額の有價證券を所有すればよいであらう。所が、イギリスの大銀行は、決して、かゝる方法によつて、英蘭銀行から直接に資金の供給を仰がない。それをなすことは、信用の全部的破壊を意味する。故に、手形仲買人株式仲買人が、英蘭銀行から預金銀行への資金融通上に於ける一種の仲間人、連鎖項たる役目を果たすために、是非必要となるのである。

| 年末 | B | L | M | N | W |
|------|-------|------|-------|------|-------|
| 1900 | 10.2% | 8.6% | 13.4% | | |
| 1905 | 9.5 | 6.5 | 11.9 | | |
| 1910 | 9.3 | 5.8 | 11.0 | | |
| 1911 | — | 7.5 | 10.7 | | |
| 1912 | — | 8.1 | 10.6 | | |
| 1913 | 10.2 | 8.1 | 11.0 | | |
| 1914 | 6.9 | 7.5 | 6.8 | | |
| 1915 | 5.5 | 2.7 | 5.2 | | |
| 1916 | 4.7 | 3.7 | 4.6 | | |
| 1917 | 7.4 | 3.7 | 12.9 | | |
| 1918 | 11.8 | 5.1 | 18.6 | 6.1% | 12.8% |
| 1919 | 6.2 | 3.9 | 6.3 | 4.0 | 5.4 |
| 1920 | 5.9 | 3.8 | 6.2 | 3.9 | 6.7 |
| 1921 | 5.6 | 4.2 | 5.8 | 4.2 | 5.6 |
| 1922 | 6.0 | 4.6 | 7.6 | 4.8 | 6.4 |
| 1923 | 5.6 | 4.1 | 7.4 | 5.4 | 6.3 |
| 1924 | 6.0 | 5.6 | 8.2 | 5.5 | 7.5 |
| 1925 | 5.7 | 5.3 | 8.7 | 6.5 | 9.3 |
| 1926 | 6.1 | 4.2 | 9.5 | 6.5 | 8.6 |

してゐない。従つて、吾々はこの項目に基いて、イギリスの景氣の状態を、判断しえない。何となれば、この手形割引高の増減は、必ずしも、國內商業取引の繁閑をよく反影する商業手形の増減と歩調を共にせず、例へば政府手形保有額の變化に、著しく左右されるからである。特に、戦争開始後は商業取引の沈滞によつて、内國手形は激減し、一方財政上の必要に基いて政府手形が激増し、且割引市場を支配するに至つたから、この傾向が甚だしい。銀行

因に、この項目が資産の部に於て占る割合は次の如し¹⁾

(八) 割引手形 (Bills discount)

銀行が割引して保有してゐる手形の種類は、政府手形、内國手形、外國手形等である。然し、銀行の發表する對照表は、これらを區別して示

第十一篇 貨幣對照表に現れたるイギリスの五大銀行

1) The Economist. Banking Supplement. 1927.

が手形を獲得する経路は、大體二通りである。その一つは、顧客の手形を割引く場合であつて、普通顧客毎に一定の額を豫め定めおき、それに達するまでは自由に割引く。今一つは、手形の鑑別に長じた手形仲介人に依頼して、割引市場から手形を買入れ、或は手形仲介人の所有してある手形を、再割引する方法である。而して、この場合には、銀行は將來に於ける現金必要を見越し、丁度その必要に應ずるやうな期限の手形を按配して買入れることが出来る。

割引歩合は、手形の種類如何によつて、ロンドン割引市場に於ける最低歩合たる市場歩合、英蘭銀行が正規の手形を割引く場合の銀行歩合、銀行歩合よりも、より高い歩合等、個々の場合によつて異つてゐる。

一旦所有した手形は、必ず満期日まで保有し、決してそれ以前に、或は中央銀行に持参して、再割引に附し、或は割引市場に賣出すやうなことをしない。若し、かゝることを行へば、而してこれが一般に知れ渡れば、銀行の信用は致命的な打撃を蒙る。

| 年末 | B | L | M | N | W |
|------|------|-------|------|---|---|
| 1900 | | 10.4% | 9.1% | — | — |
| 1905 | 8.5% | 10.8 | 7.7 | — | — |
| 1910 | 9.1 | 9.3 | 7.6 | — | — |
| 1911 | — | 11.1 | 8.6 | — | — |
| 1912 | — | 9.1 | 10.6 | — | — |
| 1913 | 14.4 | 10.2 | 10.8 | — | — |
| 1914 | 13.2 | 10.1 | 9.9 | — | — |
| 1915 | 4.6 | 2.7 | 6.0 | — | — |
| 1916 | 14.4 | 8.9 | 12.2 | — | — |
| 1917 | 20.4 | 20.6 | 14.6 | — | — |
| 1918 | 18.4 | 24.8 | 10.8 | — | — |
| 1919 | 9.3 | 15.2 | 12.6 | — | — |
| 1920 | 12.4 | 19.6 | 13.6 | — | — |
| 1921 | 20.6 | 23.7 | 17.2 | — | — |
| 1922 | 13.1 | 17.3 | 11.4 | — | — |
| 1923 | 11.6 | 14.1 | 13.9 | — | — |
| 1924 | 9.9 | 11.3 | 12.1 | — | — |
| 1925 | 9.2 | 10.9 | 10.2 | — | — |
| 1926 | 10.5 | 12.1 | 10.9 | — | — |

National Provincial 並に Westminster Bank に就ては手形割引と貸付とを同一項目に合算してゐるから、掲載を省略した。

影響が薄らぎつゝある千九百二十五年の數字を以つて、大體常態と見做してよからう。然らば、恐らく何人も、イギリス五大銀行の資金運用方法として、餘りに少い部分が手形割引に向けられてゐることに、氣付くであらう。即ち、殆んど期限のない巨額の預金債務を脊負つてゐる銀行にとつては、回収確實で且つ期間の短い手形割引が、最も適當なる資金運用方法であるに

手形割引額が、資産の部に

於て占める割合は上の如し。

この表に就て、戦争開始後に於ける、手形割引高の著しい増加と同時に甚だしい變動は、凡て銀行によつて、莫大の政府手形が保有されるに至つたことを示す。故に戦争開始前の數字、並に戦争の

拘はらず、それを行つてゐないことに對し、奇怪の念を抱くであらう。然しながら、それは(一)事業會社、商人等の資金豊富となるにつれて、曩には原料、既成品等を買入れ、それに對して期限付の手形を發行したのも、今は直ちに小切手で決済するやうな場合が、漸次増加し、その結果銀行の割引すべき内國商業手形が少いこと(二)外國爲替に就ても、電信爲替増加のために、普通の優良なる爲替手形が少くなつたこと(三)既に述べた如く、優良なる手形は多く手形仲買人の手に歸すること等の諸原因から生じた止むをえない結果であつて、決して銀行が始めから手形割引を無視し、或は嫌惡するからではない。

(九)有價證券投資 (Investment) 有價證券保有の目的は、一つは確定的な收入をうるためであり、他は必要に應じてこれを賣却し、以つて不時の支拂に當てるためである。(但し有價證券が眞に預金に對する支拂準備たる機能を發揮しうるのは、ある特殊なる一銀行のみが取付に遭遇した場合である。これに反し、金融界一般が混亂に陥つた時には、如何に有價證券を保有して

ゐても、容易には又満足なる價格では、これを處分しえないが故に、その機能をも果しえない。例へば、戦争勃發して、ロンドン取引所が閉塞した如きが、これである。されば、所有する有價證券も、この兩目的に従ひ、確定利子付のしかも容易に賣却しうるイギリス政府公債が、最も主要なる部分を占める。その他には、インド政府等植民地政府債、外國債、若干の鐵道會社社債等を含む。事業會社の株券に至つては、殆んど存在しないと云つてよい。而して、この事實は、よくイギリス預金銀行と事業會社との關係を示してゐる。即ち彼等は、事業會社の新設、擴張、合併、組織變更等に際して、多數の株券を引受け、その結果事業會社と継続的關係を結んで、これを支配經營し、成績の上るを待つて、高價に株券を賣却する如き所謂設立行爲、發行行爲を極端に避けてゐるのである。

千九百二十六年末に於ける、五大銀行所有有價證券の割合は次表⁽¹⁾の通りである。

又有價證券投資が、資産の部に於て占める割合は次表⁽²⁾に示す様な推移を

辿つてゐる。

(1)

| | イギリス政府公債 | 其他×(千磅) |
|---|------------|---------|
| B | 51,570,789 | 4,681 |
| L | 42,855,881 | 3,598 |
| M | 38,010,114 | 844 |
| N | 30,365,058 | 6,979 |
| W | 44,474,544 | 1,392 |

× 支配銀行に對する投資を含まない。

(2)

| 年末 | B | L | M | N | W |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1900 | 24.4% | 17.6% | 12.3% | | |
| 1905 | 21.9 | 15.7 | 12.1 | | |
| 1910 | 21.8 | 12.5 | 9.9 | | |
| 1911 | — | 11.3 | 9.6 | | |
| 1912 | — | 10.5 | 8.4 | | |
| 1413 | 16.8 | 9.8 | 7.2 | | |
| 1914 | 20.1 | 12.3 | 9.2 | | |
| 1915 | 32.1 | 28.8 | 23.4 | | |
| 1916 | 23.1 | 24.4 | 19.4 | | |
| 1917 | 19.0 | 19.4 | 15.1 | | |
| 1918 | 19.6 | 20.8 | 17.0 | 20.8% | 17.2% |
| 1919 | 19.2 | 20.1 | 16.0 | 19.6 | 18.8 |
| 1920 | 17.6 | 18.9 | 12.2 | 18.7 | 16.8 |
| 1921 | 17.6 | 21.2 | 13.6 | 16.4 | 16.0 |
| 1922 | 23.6 | 26.8 | 13.7 | 18.9 | 18.8 |
| 1923 | 23.3 | 25.5 | 10.0 | 18.4 | 19.4 |
| 1924 | 20.9 | 19.7 | 10.2 | 15.9 | 18.2 |
| 1925 | 18.8 | 15.7 | 8.5 | 14.9 | 16.4 |
| 1926 | 17.8 | 13.6 | 9.0 | 13.9 | 15.4 |

この表に於ては、支配銀行に對する投資も含まれてゐる。

要するに、銀行資金中有價證券に投せられる部分は、景氣の如何によつても左右され、例へば、不景氣で優良なる貸付や商業手形の少い時には多くなり、反對の際には有價證券を賣却して割引貸付に應ずるから、この部分が増加する。かくして、歐洲大戰前までは、概して一進一退の傾向にあつたと云ひうる。然るに、戦争開始後千九百十五年頃に至つて、急に著しい増加を

見たのは、専ら多額の戦時公債に應募したからである。

(十)顧客に對する貸付並にその他勘定。貸付は、次の頁に掲げた表に明かなる如く、資産の部に於て、最も大きな割合を占め、銀行活動の中心は、こゝにあると云つても、決して過言ではない。

貸付には、擔保付、保證付、及び無擔保等の種類があり、更に、擔保品としては、商品土地證券等種々ある。けれども、銀行の合同合併が行はれて、獨立の地方銀行が消滅して以來、嘗て地方銀行家が知人になした如き無擔保貸付は漸次減少し、今日では、益々劃一的な擔保貸が多くなりつゝある。而して、提供すべき適當なる擔保品を有しない地方の中小の商工業者等が、銀行合同に對して好感を抱かない理由は、一つはこゝに存する。然し、それでも尙無擔保貸付も相當多く、就中、擔保品を供しえない農業關係の貸付に於ては、殊にさうだと云ふ。

貸付の方法には、當座貸越と普通の期限貸とがある。前者は地方に多く、後者はロンドンに多い。又當座貸越には、豫め金額に限度が存して貸付期

限がなく、普通の貸付に於ては、先づ六ヶ月を限度とし、且つ始めから更新の約束をしない。されば、何處からを短期と云ひ、何處からを長期とするか、明瞭なる區界線は存しないわけであるが、イギリス銀行の貸付は殆んど凡て短期と云つてよいだらう。

貸付に對する利子は、普通は一バトセントの高位を保ちつゝ、英蘭銀行公定歩合と歩調を共にする。但し、五バトセントを最低とする。これを "One

over minimum five" と云つてゐる。

既に述べた如く、イギリスの預金銀行は、事業の創設、擴張、合併、組織變更等に關與せず、又事業会社の株券に投資しない。この點に於て銀行

| 年末 | B | L | M | N | W |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1900 | | 45.6% | 43.6% | | |
| 1905 | 43.0% | 44.3 | 44.9 | | |
| 1910 | 43.4 | 46.6 | 46.8 | | |
| 1911 | — | 47.7 | 47.4 | | |
| 1912 | — | 48.0 | 47.4 | | |
| 1913 | 41.3 | 47.8 | 47.3 | | |
| 1914 | 40.2 | 44.7 | 43.8 | | |
| 1915 | 35.3 | 37.1 | 39.6 | | |
| 1916 | 32.9 | 32.5 | 33.6 | | |
| 1917 | 31.9 | 31.8 | 33.3 | | |
| 1918 | 30.6 | 27.0 | 31.2 | 54.4% | 49.2% |
| 1919 | 39.9 | 36.1 | 42.7 | 60.1 | 51.2 |
| 1920 | 43.1 | 38.8 | 45.0 | 60.8 | 55.6 |
| 1921 | 37.1 | 34.3 | 42.4 | 61.8 | 59.9 |
| 1922 | 38.1 | 33.1 | 45.2 | 57.8 | 56.5 |
| 1923 | 39.8 | 36.9 | 45.0 | 57.2 | 55.2 |
| 1924 | 41.7 | 42.5 | 45.3 | 58.6 | 53.3 |
| 1925 | 44.0 | 47.7 | 47.7 | 60.0 | 54.6 |
| 1926 | 44.6 | 49.9 | 46.6 | 61.5 | 57.5 |

National Provincial 及び Westminster に就ては、貸付及び割引を合算した數字である。

と産業とは殆んど無關係と云つてよい。又、手形割引を通じて、國內事業に短期資金を供給するけれども、それも決して巨額とは云ひえない。

故に、銀行と産業との最も密接なる關係は、この貸付の項目に現はれてゐる筈である。所が、巨額の殆んど期限のない債務を負つてゐる銀行は、前に説明した如く、自己の安全を顧慮して、これらの貸付に六ヶ月の期限を附し、始めから更新の豫約を許さない。その結果、事業會社は、原料、勞賃の支拂等やがて商品賣却と共に回収される方面には、銀行の信用を利用しうるけれども、工場設備の改良擴張等、回収に長期を要する方面には、利用し難く、必ずこれを他の方面(例へば、利益金の蓄積、知人、取引先等の援助、一般公衆からの資金募集など)に求めねばならぬ。

されば、イギリス銀行は産業に流動資金(流通信用)を供給するけれども、固定資金(資本信用)を供給しないと云つてよい。又、一面から見れば、イギリス預金銀行と産業との關係は、銀行は産業に資金を supply するけれども、これを manage しないとも云ひうる。これ、若し、産業に長期の固定的資金を巨額

に供給するならば、その資金の回収は一つに産業の経営如何に左右されるから、この場合には、銀行は是非産業の経営に關與する必要を生ずるけれども、イギリス預金銀行は、産業に對し、單に短期間に回轉する流通信用を提供するに止まり、從つて、敢て産業の経営にまで容喙する必要を見ないからである。

もとより、以上述べた所は、原則であつて、これには若干の例外の存してゐること——特に地方に於てさうであること——を忘れてはならない。又、かくの如きイギリス預金銀行の産業に對する態度に就ては、賛否の論、改革論等も存してゐるけれども、凡てこれらは他の機會に譲らう。

(十一) Bank Premises Account これは、銀行の土地建物什器等の見積り價格を計上したものである。

イギリス預金銀行間には、從來も激しい競争が行はれてゐたけれども、その間、各銀行は所謂紳士的態度を持し、例へば他銀行の顧客を吸引しないこと、銀行が預金者の許に出かけて預金の勧誘を行はないこと等と共に、既に

他銀行支店のある所の近くに、自行の支店を新設する如きことは、力めて遠慮してゐた。然るに最近には、この種の傳統も破棄され、各銀行は、非常な勢で各所に支店を増設した。のみならず、各銀行は、有力なる宣傳或は廣告の手段として、銀行建築物の美麗を競ふに至つた。土地建物勘定の金額の激増は、主として、これらの事情に基く。

因に千九百二十六年末にける五大銀行の支店出張所數は次の通りである。¹⁾

| | |
|-----------------------------|------------|
| Barclay. | 1894 |
| Lloyds | 1712 |
| Midland | 1904 |
| National Provincial | 742 |
| Westminster | 946 |
| 吾國普通銀行の支店出張所數 ²⁾ | |
| | 本店百に對する割合 |
| 大正一年 | 1945 120% |
| 大正二年 | 2099 130.0 |
| 大正三年 | 2175 136.5 |
| 大正四年 | 1945 134.9 |
| 大正五年 | 2163 151.6 |
| 大正六年 | 2221 158.9 |
| 大正七年 | 2374 172.6 |
| 大正八年 | 2563 190.7 |
| 大正九年 | 2797 210.9 |
| 大正十年 | 3160 237.4 |
| 大正十一年 | 5163 287.0 |
| 大正十二年 | 5254 310.0 |
| 大正十三年 | 5324 326.8 |

第十一篇 貸借對照表に現はれたるイギリスの五大銀行

1) The Economist. Banking Supplement. 1927.

2) 金融事項參考書(大正十五年)

(十二)貸借対照表の資産の部の最終に位するのは、支配會社並に特殊關係會社に對する投資 (Investment in affiliated Banks) である。等しく、有價證券投資であるに拘はらず、特にこれを他から區別した所以は、支配銀行並に自行の關係者に、責任を明かに示す趣旨に出ず。現今に於ける五大銀行の支配銀行並に特殊關係銀行は大體次の通りである。

National Provincial Bank. £ 2,754,000 (affili. & closely associated)

- | | |
|--------------------------------|--|
| 1) Messers Coutts & Co. | 2) Messers Grindlay & Co. |
| 3) Bank of British West Africa | 4) Lloyds and National Provincial Foreign Bank |
| 5) P. & O. Banking Corporation | 6) The British Italian Banking Corporation |
- Westminster Bank. £ 2,992,000
- | | |
|-----------------------------|---------------------|
| 1) Westminster Foreign Bank | 2) Ulster Bank Ltd. |
|-----------------------------|---------------------|
- Midland Bank. £ 6,493,000
- | | |
|---|--|
| 1) Belfast Banking Co. Ltd (in North Ireland) | 2) The Clydesdale Bank |
| 3) North of Scotland Bank | 4) Midland Bank Executor & Trustee Co. |
- Barclays Bank. £ 5,920,000
- | | |
|--|--------------------------------------|
| 1) The British Linen Bank (190 branches in Scotland) | 2) The Union Bank of Manchester Ltd. |
|--|--------------------------------------|

- | | |
|---|--|
| 3) Barcays Bank (France) Ltd — 以前は Cox & C. (France) Ltd. | 5) Barclays Bank (Dominion, Colonial and Overseas) |
| 4) Barclays Bank, S.A.I., Rome & Genoa | The Colonial Bank & The National Bank of South Africa, The Anglo-Egyptian Bankの合併し |
- つ。と。

Lloyds Bank, £ 6,584,000 (affiliated & closely associated)

- | | |
|--|-------------------------------------|
| 1) The National Bank of Scotland | 2) Bank of London and South America |
| 3) Lloyds and National Provincial Foreign Bank | |
| 4) The National Bank of New Zealand | 5) Bank of British West Africa |
| 6) The British Italian Banking Corporation | |

右に記した所に明かなる如く、五大銀行の支配會社は、大體に於て從來スコットランド、アイルランドに存してゐた銀行と、海外、植民地に活動してゐた銀行とである。工業會社、商事會社は一つも含まない。而して、五大銀行が、かくの如き關係銀行を作るに至つた理由は、

(一)イギリスに於ては、銀行の合同は一應終結し、今やスコットランド、アイルランドに進出するに至つた。然しながら、スコットランド、アイルランド

は、各々異つた法律、異つた慣習、傳統を有するから、これを名實共に合併するよりは、銀行の名稱、店舗も亦重役も、從來のまゝにして、地方的事情に應じた經營を存續させ、唯自らは最終の決定力を把持するを便としたのである。又合併によつて、住民の誇を傷けることなども、考慮したのであらう。

(二)イギリスの預金銀行の活動は、主として國內に限られ、對外或は對植民地の金融事務には、殆んど手を染めなかつた。然るに、千九百七年頃から、追々この方面に注意し、今日では、最も有望なる發展地域となつた。それによつて、専らこの方面を擔當する新銀行を新設し、或は從來永く對外の金融事務に携つて地盤と名聲とを有する銀行を、高價を以つて買收するに至つたのである。

x x x x x

以上、主として貸借對照表を基礎として、イギリス五大銀行の活動を明にした。然しながら、これは、イギリス金融機關に關する研究の一部分に過ぎない。従つて、他の諸金融機關との關聯、その他色々の點に於て、不充分的所

あるは免かれないであらう。

主なる參考書

- | | |
|--|--|
| 1) W. Leaf. Banking. (Home University Library) | 2) Spalding. The London Money Market. |
| 3) Withers. The Meaning of Money. | 4) Minty. English Banking Method. |
| 5) Lawington. The English Capital Market. | 6) Nash. Investment Banking in England |
| 7) Sykes. Banking and Currency | 8) Jaffé. Das englische Bankwesen. |
| 9) A. Weber. Depositbanken und Spekulationsbanken. | 10) Burns. Modern Finance. |

貨幣理論(畢)

昭和三年三月六日印刷
昭和三年三月十日發行

貨幣理論 附
定價 三圓五十錢

著者 橋爪明男

發行者 東京市本郷區弓町一ノ二五
鈴木利貞

印刷者 東京市小石川區久堅町一〇八
君島潔



發行所

東京市丸ノ内昭和ビル

會社 日本評論社

電話 丸ノ内 (23) 一四四四
三三三
六三一

社會式株刷印同共

336

